

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="width: 25%;">変 更 前</th> <th style="width: 25%;">変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td> <td>又(3)(v)-⑧b 補機冷却用海水取水槽(B)*¹</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート取水槽</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m³</td> <td>2880 以上*² (10000*³, *⁴)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主 要 寸 法</td> <td>奥 行 き</td> <td>mm</td> <td>4750*³</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>7400*³</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>12100*³, *⁵</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="width: 25%;">変 更 前</th> <th style="width: 25%;">変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td> <td>又(3)(v)-⑧c 補機冷却用海水取水槽(C)*¹</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート取水槽</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m³</td> <td>2880 以上*² (10000*³, *⁴)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主 要 寸 法</td> <td>奥 行 き</td> <td>mm</td> <td>4750*³</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>6725*³</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>12100*³, *⁵</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			変 更 前	変 更 後	名 称		—	又(3)(v)-⑧b 補機冷却用海水取水槽(B)* ¹	種 類	—	鉄筋コンクリート取水槽	容 量	m ³	2880 以上* ² (10000* ³ , * ⁴)	主 要 寸 法	奥 行 き	mm	4750* ³	幅	mm	7400* ³	高 さ	mm	12100* ³ , * ⁵	材 料	—	鉄筋コンクリート	個 数	—	1			変 更 前	変 更 後	名 称		—	又(3)(v)-⑧c 補機冷却用海水取水槽(C)* ¹	種 類	—	鉄筋コンクリート取水槽	容 量	m ³	2880 以上* ² (10000* ³ , * ⁴)	主 要 寸 法	奥 行 き	mm	4750* ³	幅	mm	6725* ³	高 さ	mm	12100* ³ , * ⁵	材 料	—	鉄筋コンクリート	個 数	—	1		
		変 更 前	変 更 後																																																													
名 称		—	又(3)(v)-⑧b 補機冷却用海水取水槽(B)* ¹																																																													
種 類	—		鉄筋コンクリート取水槽																																																													
容 量	m ³		2880 以上* ² (10000* ³ , * ⁴)																																																													
主 要 寸 法	奥 行 き		mm	4750* ³																																																												
	幅		mm	7400* ³																																																												
	高 さ		mm	12100* ³ , * ⁵																																																												
材 料	—		鉄筋コンクリート																																																													
個 数	—		1																																																													
		変 更 前	変 更 後																																																													
名 称		—	又(3)(v)-⑧c 補機冷却用海水取水槽(C)* ¹																																																													
種 類	—		鉄筋コンクリート取水槽																																																													
容 量	m ³		2880 以上* ² (10000* ³ , * ⁴)																																																													
主 要 寸 法	奥 行 き		mm	4750* ³																																																												
	幅		mm	6725* ³																																																												
	高 さ		mm	12100* ³ , * ⁵																																																												
材 料	—		鉄筋コンクリート																																																													
個 数	—		1																																																													

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(vi) 緊急時対策所</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>又(3)(vi)-①対策本部と待機場所から構成する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、<u>又(3)(vi)-②当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。そのために、又(3)(vi)-③有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは、</u></p>	<p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.1 通常運転時等</p> <p>10.9.1.1 概要</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p>緊急時対策所として、<u>対策本部と待機場所から構成する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を5号炉原子炉建屋付属棟内に設置する。</u></p> <p><中略></p>	<p>【緊急時対策所】</p> <p>（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>1.1.1 緊急時対策所の設置</p> <p>発電用原子炉施設には、<u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を中央制御室（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。））以外の場所に設置する。</u>なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>又(3)(vi)-①5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））から構成され、5号機原子炉建屋付属棟内に設置する設計とする。</u></p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、又(3)(vi)-②指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれないよう、指示要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり、必要な指示及び操作を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>又(3)(vi)-③敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を</u></p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-①</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-①</u>と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-②</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-②</u>と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-③</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-③</u>を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう <u>又(3)(vi)-④</u>運用管理を実施する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても <u>又(3)(vi)-⑤</u>当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な <u>又(3)(vi)-⑥</u>措置を講じた設計とする。また、<u>又(3)(vi)-⑦</u>また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p>		<p>施する。</p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</u></p> <p><u>固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源及び可動源に対しては、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、指示要員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>可動源の輸送ルートは、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう <u>又(3)(vi)-④</u>運用について保安規定に定めて管理する。</u></p> <p><中略></p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、<u>重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容 <u>又(3)(vi)-⑦</u>することができる</u>とともに、<u>又(3)(vi)-⑤</u>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な <u>又(3)(vi)-⑥a</u>遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の <u>又(3)(vi)-④</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の <u>又(3)(vi)-④</u>を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の <u>又(3)(vi)-⑤</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の <u>又(3)(vi)-⑤</u>と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の <u>又(3)(vi)-⑥a</u>～<u>又(3)(vi)-⑥c</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の <u>又(3)(vi)-⑥</u>を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>又(3)(vi)-⑧緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。</u></p> <p><u>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</u></p>	<p>10.9.1.2 設計方針</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、以下のとおりの設計とする。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できる設計とする。</p> <p>(2) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その</p>	<p>b. 情報の把握</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、<u>重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる</u>又(3)(vi)-⑥b情報収集設備を設置する。</p> <p><中略></p> <p>c. 通信連絡</p> <p><中略></p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と<u>ロ(3)(i)</u> <u>a.(ac)-⑥c</u>通信連絡できる設計とする。</p> <p>なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備として、緊急時対策支援システム伝送装置を設置する設計とする。データ伝送設備については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。なお、データ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p><u>又(3)(vi)-⑧a5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</u></p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-⑦</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-⑦</u>と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-⑧a</u>及び<u>又(3)(vi)-⑧b</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-⑧</u>を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡^{又(3)(vi)-⑨}を行うために、送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、無線連絡設備、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワーク及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p>	<p>他の異常に対処するために必要な指示ができるよう、異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する。</p> <p>(3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。 <中略></p>	<p>b. 情報の把握 ^{又(3)(vi)-⑧b}5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（「6号機設備」、「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を設置する設計とする。 <中略></p> <p>c. 通信連絡 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために^{又(3)(vi)-⑨a}必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 <中略></p>	<p>設計及び工事の計画の^{又(3)(vi)-⑨a}～^{又(3)(vi)-⑨e}は、設置変更許可申請書（本文（五号））の^{又(3)(vi)-⑨}と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>【計測制御系統施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略> 警報装置として、十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（6号機設備，7号機設備，6,7号機共用，7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置）（以下同じ。）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置）（以下同じ。）並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器（ページング）（6号機設備，7号機設備，6,7号機共用，7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置）（以下同じ。）送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置）（以下同じ。）電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及び FAX）（6号機設備，6,7号機共用，7号機に設置，6,7号機共用，5号機に設置，7号機設備，6,7号機共用，7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置）（以下同じ。）電力保安通信用電話設備（固定電話機及び PHS 端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（6,7号機共用，7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置）（以下同じ。）衛星電話設備（常設）（6号機設備，7号機に設置，7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置）（以下同じ。）衛星電話設備（可搬型）（7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管）（以下同じ。）無線連絡設備（常設）（6号機設備，7号機に設置，7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置）（以下同じ。）無線連絡設備（可搬型）（7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管）（以下同じ。）及び携帯型音声呼出電話設</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>備（携帯型音声呼出電話機）（「6号機設備，7号機に保管」，「6,7号機共用，5号機に保管」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））を<u>設置又は保管する設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として，必要な数量の\square \square (3) (vi) - ⑨c <u>衛星電話設備（常設）</u>，<u>無線連絡設備（常設）</u> 及び <u>携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）</u> を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また，5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，地方公共団体，その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として，十分な数量の\square (3) (vi) - ⑨d <u>テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））</u>（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），<u>専用電話設備（専用電話設備（ホットライン））</u>（地方公共団体他向）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），<u>衛星電話設備（社内向）</u>（<u>テレビ会議システム（社内向）</u> 及び <u>衛星社内電話機</u>）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），<u>衛星電話設備（常設）</u>，<u>衛星電話設備（可搬型）</u> 及び <u>統</u></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し機能を喪失しないよう設計するとともに、緊急時対策所は、基準津波の影響を受けない設計とする。</p>	<p>10.9.2 重大事故等時 10.9.2.2 設計方針 <中略></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を損なわない設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p>	<p>合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）」を<u>設置又は保管する設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の「(3)(vi)-⑨e」<u>衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。</u>なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p> <p>【緊急時対策所】 （基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。</p> <p>(1) 耐震性及び耐津波性</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>地震及び津波に対しては、ロ、(1)、(ii)重大事故等対処施設の耐震設計及びロ、(2)、(ii)重大事故等対処施設に対する耐津波設計に基づく設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる^{又(3)(vi)-⑩}設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において</p>	<p>地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p><中略></p> <p>10.9.2.2 設計方針</p> <p><中略></p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p><中略></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において</p>	<p>(2) 中央制御室に対する独立性</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により中央制御室と同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い^{又(3)(vi)-⑩}緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p><中略></p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性</p>	<p>設置変更許可申請書(本文(五号))「ロ、(1)、(ii)重大事故等対処施設の耐震設計」及び「ロ、(2)、(ii)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>設計及び工事の計画の^{又(3)(vi)-⑩}は、設置変更許可申請書(本文(五号))の^{又(3)(vi)-⑩}と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>て、<u>又(3)(vi)-⑩対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</u></p>	<p>て、<u>対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</u></p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p>	<p><u>物質により汚染したような状況下において、又(3)(vi)-⑩a)要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。</u></p> <p>【放射線管理施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 2. 換気設備，生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>重大事故等が発生し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、又(3)(vi)-⑩b)要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、要員の汚染が確認された場合は、要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</u>身体サーベイ，作業服の着替え等に必要な照度の確保は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）（7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管）（個数4（予備1））によりできる設計とする。</p> <p>【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 <中略></p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-⑩a)</u>及び<u>又(3)(vi)-⑩b)</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-⑩</u>と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>重大事故等が発生した場合においても、又(3)(vi)-⑫当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設ける。</u></p>	<p><u>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設ける。</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</u></p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） ・二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） ・酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） ・二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる</u>とともに、又(3)(vi)-⑫a<u>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</u></p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）、又(3)(vi)-⑫b5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）、<u>酸素濃度計（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）及び二酸化炭素濃度計（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）を設置又は保管する設計とする。</u></u></p> <p><中略></p> <p>1.1.1 緊急時対策所の設置</p> <p>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）を中央制御室（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）以外の場所に設置する。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</u>（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）</p>	<p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-⑫a～又(3)(vi)-⑫dは、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-⑫を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>a. 緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備</p> <p>緊急時対策所遮蔽として，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽を設ける。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は，重大事故が発生した場合において，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は，待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気空調設備として，対策本部には，可搬型陽圧化空調機，可搬型外気取入送風機，陽圧化装置（空気ポンベ），二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設け，待機場所には，可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ポンベ）及び差圧計を設ける。</p> <p><中略></p> <p>c. 放射線量の測定設備</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧</p>	<p>から構成され，5号機原子炉建屋付属棟内 <u>又(3)(vi)-⑫c</u> に設置する設計とする。</p> <p>【放射線管理施設】 （基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>2. 換気設備，生体遮蔽装置</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において，5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，<u>又(3)(vi)-⑫d</u> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（「7号機設備，6，7号機共用」（以下同じ。）），5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（「7号機設備，6，7号機共用」（以下同じ。）），5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（「7号機設備，6，7号機共用」（以下同じ。）），二次遮蔽壁，補助遮蔽，緊急時対策所換気空調系の設備，<u>可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設置又は保管する設計とする。</u></p> <p><中略></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p><u>又(3)(vi)-⑬緊急時対策所遮蔽として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は、重大事故が発生した場合において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対</u></p>	<p>判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用） ・可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） ・可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用）（8.1放射線管理設備 <p>(1) 居住性を確保するための設備 <中略></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>a. 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u></p>	<p>【緊急時対策所】 （基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>a. 居住性の確保 <中略></p> <p>重大事故等が発生した場合における5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、<u>想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>【放射線管理施設】 （基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>2. 換気設備、生体遮蔽装置</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p><中略></p> <p><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽、二</u></p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)</u> <u>(vi)-⑬</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-</u></p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>策本部)高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽及び室内遮蔽は、待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、待機場所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>又(3)(vi)-⑭緊急時対策所換気空調設備として、対策本部の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置(空気ポンプ)は、放射性雲通過時において、高気密室を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置(空気ポンプ)は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p>	<p>(待機場所)室内遮蔽を設ける。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽は、重大事故が発生した場合において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、対策本部にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽及び室内遮蔽は、待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、待機場所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p><中略></p> <p>緊急時対策所換気空調設備として、対策本部には、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンプ)、二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設け、待機場所には、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンプ)及び差圧計を設ける。</p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置(空気ポンプ)は、放射性雲通過時において、高気密室を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。差圧計は、高気密室が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>二酸化炭素吸収装置は、高気密室内の二酸化炭素を除去することにより、対策要員の窒息を防止する設計とする。</p> <p>可搬型外気取入送風機は、放射性雲通過後の5号炉原子炉建屋付属棟内を換気できる設計とする。</p> <p>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置(空気ポンプ)は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>差圧計は、待機場所が陽圧化された状態であることを</p>	<p>次遮蔽壁及び補助遮蔽は、又(3)(vi)-⑬5号機原子炉建屋内緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調系の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>又(3)(vi)-⑭緊急時対策所換気空調系の設備のうち、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機(ファン)(7号機設備、6,7号機共用)(以下同じ。))及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット)(7号機設備、6,7号機共用)(以下同じ。))は、仮設ダクトを用いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所換気空調系の5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンプ)(7号機設備、6,7号機共用)(以下同じ。))は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気空調系の設備のうち、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機(ファン)(7号機設備、6,7号機共用)(以下同じ。))及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット)(7号機設備、6,7号機共用)(以下同じ。))は、仮設ダクトを用いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)(7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、5号</p>	<p>⑬を全て含んでおり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-⑭は、設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(vi)-⑭を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とするとともに</p>	<p>監視できる設計とする。 <中略></p> <p>(1) 居住性を確保するための設備 b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p>	<p>機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンベ) (「7号機設備, 6,7号機共用」(以下同じ。))は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>2.2 換気設備 2.2.4 緊急時対策所換気空調系 <中略></p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンベ)は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンベ)は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機は、放射性雲通過後の5号機原子炉建屋附属棟内を換気できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【緊急時対策所】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 <中略></p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計(個数2(予備1))及び二酸化炭素濃度計(個数2(予備1))を保管する設計と</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための<u>又(3)(vi)-⑮</u>確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</p>	<p><中略></p> <p>c. 放射線量の測定設備</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、<u>室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時 10.12.2.2 設計方針 (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>b. 安全パラメータ表示システム (SPDS)</p>	<p>する。</p> <p><中略></p> <p>【放射線管理施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 2. 換気設備，生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p><中略></p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、<u>室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための又(3)(vi)-⑮</u>判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所換気空調系の設備による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備</p> <p><中略></p> <p>エリアモニタリング設備のうち5号機原子炉建屋内緊急時対策所等に設ける可搬型エリアモニタ（「7号機設備，6，7号機共用」（以下同じ。））及び可搬型モニタリングポスト（「7号機設備，6，7号機共用」（以下同じ。））は、重大事故等時に5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「7号機設備，6，7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p>【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-⑮</u>は、設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>又(3)(vi)-⑮</u>を全て含んでおり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>又(3)(vi)-⑯5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において把握できる設計とする。</u></p> <p><u>又(3)(vi)-⑰5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。</u></p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ<u>重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</u></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、コントロール建屋内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時 10.9.2.2 設計方針</p> <p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>b. 通信連絡設備</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。</u></p> <p><中略></p>	<p>b. 情報の把握</p> <p><u>又(3)(vi)-⑯5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</u></p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（「6号機設備」、「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を設置する設計とする。</u>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>c. 通信連絡</p> <p><中略></p> <p><u>又(3)(vi)-⑰a5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</u></p> <p>なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p><中略></p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-⑯</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-⑯</u>を詳細設計した結果であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-⑰a</u>～<u>又(3)(vi)-⑰c</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-⑰</u>を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>【計測制御系統施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略> 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の【又(3)】 【(vi)-⑰b】衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。 <中略> 4.2 通信連絡設備（発電所外） <中略> 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の【又(3)】 【(vi)-⑰c】衛星電話設備（常設）を中央制</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p>	<p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p>	<p>御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p> <p>【緊急時対策所】 （基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(3) 代替交流電源の確保</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。））からの給電が可能な設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲通過時において、燃料を補給せずに運転継続できる設計とする。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号機原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>【非常用電源設備】 （基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>2. 交流電源設備</p> <p>2.4 負荷に直接接続する電源設備</p> <p>2.4.3 緊急時対策所代替電源設備</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。））は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（440V, 225A の</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料は、<u>又(3)(vi)-⑰燃料補給設備である軽油タンク及びタンクローリ（4kL）により補給できる設計とする。</u></p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料は、<u>燃料補給設備である軽油タンク及びタンクローリ（4kL）により補給できる設計とする。</u></p>	<p>ものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（150kVA, 440/220-110Vのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤1（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（110V, 225Aのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤2（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（110V, 225Aのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤3（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（110V, 225Aのものを1個）、可搬ケーブル（7号機設備、6,7号機共用、屋外に保管）（440V, 290Aのものを1相分1本の3相分3本を1セット及び1相分2本の3相分6本を3セット）を經由して5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（7号機設備、6,7号機共用）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（7号機設備、6,7号機共用）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（7号機設備、6,7号機共用）、衛星電話設備（常設）（7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置）、安全パラメータ表示システム（SPDS）（7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置）等へ給電できる設計とする。</p> <p>4. 燃料設備</p> <p>4.3 その他発電装置の燃料補給設備</p> <p><中略></p> <p>電源車、モニタリングポスト用発電機及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、<u>又(3)(vi)-⑰軽油タンクからタンクローリ（4kL）を用いて燃料を補給できる設計とする。</u></p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-⑰</u>は、設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>又(3)(vi)-⑰</u>と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲が通過時において、燃料を補給せずに\square(3)(vi)-$\textcircled{18}$運転できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の遮蔽は、チ、(1)、(v)遮蔽設備にて記載する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の換気設備は、チ、(1)、(vi)換気空調設備にて記載する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の可搬型モニタリングポスト、並びに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の可搬型エリアモニタは、チ、(1)、(iii)放射線監視設備にて記載する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、ヌ、(3)、(vii)通信連絡設備にて記載する。</p> <p>燃料補給設備は、ヌ、(2)、(iv)代替電源設備に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p>	<p>なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲が通過時において、燃料を補給せずに\square運転できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、「10.12 通信連絡設備」に記載する。</p> <p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</p>	<p>【緊急時対策所】 （基本設計方針）</p> <p>第 2 章 個別項目</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(3) 代替交流電源の確保</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）」からの給電が可能な設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲通過時において、燃料を補給せずに\square(3)(vi)-$\textcircled{18}$運転継続できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【放射線管理施設】 （要目表）</p> <p>3 生体遮蔽装置の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料</p>	<p>設計及び工事の計画の\square(3)(vi)-$\textcircled{18}$は、設置変更許可申請書(本文(五号))の\square(3)(vi)-$\textcircled{18}$と同義であり、整合している。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))「チ、(1)、(v)遮蔽設備」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))「チ、(1)、(vi)換気空調設備」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))「チ、(1)、(iii)放射線監視設備」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))「ヌ、(3)、(vii)通信連絡設備」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))「ヌ、(2)、(iv)代替電源設備」に示す。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用）</u> 又(3)(vi)-⑱(チ,(1),(v)と兼用)...</p>	<p>b. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用）</u> 第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>d. 緊急時対策所遮蔽</p> <p>以下の設備は、7号機設備であり、6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。 <u>5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（対策本部）遮蔽（7号機設備,6,7号機共用）</u> <u>5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所）遮蔽（7号機設備,6,7号機共用）</u> <u>5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（7号機設備,6,7号機共用）</u></p> <p>【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1.1 緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）」を中央制御室（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）」以外の場所に設置する。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</u>（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）」及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）」<u>又(3)(vi)-⑳から構成され、5号機原子炉建屋付属棟内に設置する設計とする。</u></p> <p>1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 <中略></p>	<p>「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における<u>又(3)(vi)-⑱</u>を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「生体遮蔽装置」に整理しており、整合している。</p>	
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用）</u> 個数 <u>又(3)(vi)-⑳</u>1</p>	<p>a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用）</u> 個数 1</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-⑳</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-⑳</u>と同義であり、整合している。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>又(3)(vi)-㉑ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置 (6号及び7号炉共用)</p> <p>又(3)(vi)-㉒ (チ,(1),(vi)と兼用)...</p>	<p>f. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置 (6号及び7号炉共用)</p> <p>台数 1(予備1)</p> <p>風量 <input type="text"/> m³/h/台</p> <p>吸収剤能力 <input type="text"/> m³/kg</p> <p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、又(3)(vi)-㉑ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置（7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置（以下同じ。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（7号機設備、6,7号機共用、5号機に保管（以下同じ。）、酸素濃度計（7号機設備、6,7号機共用、5号機に保管（以下同じ。）及び二酸化炭素濃度計（7号機設備、6,7号機共用、5号機に保管（以下同じ。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（個数1（予備1））は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の二酸化炭素を除去することにより、要員の窒息を防止する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【放射線管理施設】</p> <p>（要目表）</p> <p>3 生体遮蔽装置の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料</p>	<p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉑は、設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(vi)-㉑と同義であり、整合している。</p> <p>「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置」は、設置変更許可申請書(本文(五号))における又(3)(vi)-㉑を設計及び工事の計画の「緊急時対策所」のうち「基本設計方針」に整理しており、整合している。</p>	
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 遮蔽 (6号及び7号炉共用)</p> <p>又(3)(vi)-㉓ (チ,(1),(v)と兼用)...</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内遮蔽 (6号及び7号炉共用)</p> <p>又(3)(vi)-㉔ (チ,(1),(v)と兼用)...</p>	<p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 遮蔽 (6号及び7号炉共用)</p> <p>第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内遮蔽 (6号及び7号炉共用)</p> <p>第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>d. 緊急時対策所遮蔽</p> <p>以下の設備は、7号機設備であり、6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。</p> <p>5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（対策本部）遮蔽（7号機設備、6,7号機共用）</p> <p>5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所）遮蔽（7号機設備、6,7号機共用）</p> <p>5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（7号機設備、6,7号機共用）</p>	<p>「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 遮蔽」及び</p> <p>「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内遮蔽」は、設置変更許可申請書(本文(五号))における又(3)(vi)-㉓を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「生体遮蔽装置」に整理</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用）</p> <p>又(3)(vi)-㉔（又(3)(vii)と兼用）</p>	<p>第 10.9-1 表 緊急時対策所の主要機器仕様</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>c. <u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u></p> <p>第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 通信連絡設備</p>	<p>【緊急時対策所】 （基本設計方針）</p> <p>第 2 章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1.1 緊急時対策所の設置</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>b. 情報の把握</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置、<u>緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置</u>で構成する<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>（「6号機設備」、「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を設置する設計とする。なお、<u>又(3)(vi)-㉔安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>は、<u>計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</u></p> <p>【計測制御系統施設】 （基本設計方針）</p> <p>第 2 章 個別項目</p> <p>4. 通信連絡設備</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p>	<p>しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-㉔</u>は、設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>又(3)(vi)-㉔</u>と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> 又(3)(vi)-㉔（ス、(3)、(vii)と兼用）...</p> <p><u>衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> 又(3)(vi)-㉔（ス、(3)、(vii)と兼用）...</p> <p>又(3)(vi)-㉕ <u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用）</u> 又(3)(vi)-㉕（ス、(3)、(vii)と兼用）...</p> <p>又(3)(vi)-㉖ <u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用）</u> 又(3)(vi)-㉖（ス、(3)、(vii)と兼用）...</p>	<p>(f) <u>無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(g) <u>衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(h) <u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用）</u> 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>第10.9-2表 緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様 (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 1. <u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用）</u> 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p><中略></p> <p>警報装置として、十分な数量の送受信器（ページング）（警報装置）（「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」）及び送受信器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受信器（ページング）（「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」），送受信器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）（「6,7号機共用」，「6,7号機共用，7号機に設置」，「6,7号機共用，5号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS 端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），<u>衛星電話設備（常設）</u>（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），<u>衛星電話設備（可搬型）</u>（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）），<u>無線連絡設備（常設）</u>（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），<u>無線連絡設備（可搬型）</u>（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「6号機設備」，「6,7号機共用，5号機に保管」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）を一式設置する設計とする。なお，又(3)(vi)-</p>	<p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉔は，設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉔と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉕は，設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉕と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉖は，設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉖と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉗は，設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉗と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉘は，設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉘と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉙は，設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉙と同義であり，整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>㊦5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「7号機設備，6，7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））内に設置又は保管する所内通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p><中略></p> <p>また，又(3)(vi)-㊦5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「7号機設備，6，7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。</p> <p>なお，5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。又(3)(vi)-㊦5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，地方公共団体，その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として，十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「7号機設備，6，7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>又(3)(vi)-㉔ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）</p> <p>又(3)(vi)-㉕（チ、(1)、(vi)と兼用）</p>	<p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</p> <p>c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）</p> <p>第 8.2-1 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>向))（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。)), 衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。)), <u>衛星電話設備（常設）</u>, 衛星電話設備（可搬型）及び又(3)(vi)-㉔ <u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）</u>（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。))を一式設置する設計とする。</p> <p>なお、又(3)(vi)-㉔ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p><中略></p> <p>【放射線管理施設】 （要目表）</p> <p>2 換気設備に係る次の事項</p> <p>(4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流れ率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型 以下の設備は、7号機設備であり、6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（7号機設備、6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（7号機設備、6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（7号機設備、6,7号機共用） (6) フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ・可搬型 以下の設備は、7号機設備であり、6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（7号機設備、6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（7号機設備、6,7号機共用） 		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用） 又(3)(vi)-㉔（チ、(1)、(vi)と兼用）...</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） 又(3)(vi)-㉕（チ、(1)、(vi)と兼用）...</p>	<p>d. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用）</u> 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>e. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用）</u> 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>(4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率</p> <p>・可搬型 以下の設備は、7号機設備であり、6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（7号機設備、6,7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（7号機設備、6,7号機共用） <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（7号機設備、6,7号機共用）</u></p> <p>2.2 緊急時対策所換気空調系 (1) 容器（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に明記すること。）</p> <p>・可搬型 以下の設備は、7号機設備であり、6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。 <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（7号機設備、6,7号機共用）</u> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（7号機設備、6,7号機共用）</p>	<p>整合性</p> <p>・設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉔a及び又(3)(vi)-㉔bは、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉔を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>・「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における又(3)(vi)-㉔を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。</p> <p>「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における又(3)(vi)-㉔を工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>又(3)(vi)-④a 差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個数 又(3)(vi)-⑤a1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p> <p>又(3)(vi)-⑥a 酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個数 又(3)(vi)-⑦a1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p> <p>又(3)(vi)-⑧a 二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個数 又(3)(vi)-⑨a1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p> <p>又(3)(vi)-⑩a 可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個数 又(3)(vi)-⑪a1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p>	<p>g. 差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個数 1（予備1※1） ※1 「待機場所」と兼用</p> <p>h. 酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） <中略> 個数 1（予備1※1） ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～100%</p> <p>i. 二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） <中略> 個数 1（予備1※1） ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm</p> <p>j. 可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用） 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 <中略></p>	<p>【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1.1 緊急時対策所の設置 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 <中略> 重大事故等が発生した場合において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置）（以下同じ。）、又(3)(vi)-④5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管）（以下同じ。）、又(3)(vi)-⑥酸素濃度計（7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管）（以下同じ。）及び又(3)(vi)-⑧二酸化炭素濃度計（7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管）（以下同じ。）を設置又は保管する設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計又(3)(vi)-④（個数2（予備1）、計測範囲0～200Pa）は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計又(3)(vi)-⑥（個数2（予備1））及び二酸化炭素濃度計又(3)(vi)-⑧（個数2（予備1））を保管する設計とする。 <中略></p>	<p>「5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における又(3)(vi)-④を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-④は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-④a及び又(3)(vi)-④bと同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-⑥は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-⑥a及び又(3)(vi)-⑥bと同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-⑧は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-⑧a及び又(3)(vi)-⑧bと同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-⑩は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-⑩a及び又(3)(vi)-⑩bと同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用） 又(3)(vi)-⑭（チ、(2)と兼用）</p> <p>又(3)(vi)-⑮5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） 又(3)(vi)-⑯（チ、(1)、(vi)と兼用）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）（6号及び7号炉共用） 又(3)(vi)-⑰（チ、(1)、(vi)と兼用）</p> <p>又(3)(vi)-⑱b差圧計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数 又(3)(vi)-⑲b1（予備1[※]） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p> <p>又(3)(vi)-⑳b酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数 又(3)(vi)-㉑b1（予備1[※]） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p> <p>又(3)(vi)-㉒b二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数 又(3)(vi)-㉓b1（予備1[※]） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p> <p>又(3)(vi)-㉔b可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数 又(3)(vi)-㉕b1（予備1[※]）</p>	<p>種類 半導体 計測範囲 0.001～99.9mSv/h 個数 1（予備1^{※1}） ※1 可搬型エリアモニタ（待機場所）と一部兼用 k. 可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用） 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 <中略> (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）（6号及び7号炉共用） 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 e. 差圧計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数 1（予備1^{※2}） ※2 「対策本部」と兼用 f. 酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） <中略> 個数 1（予備1^{※2}） ※2 「対策本部」と兼用 測定範囲 0～100% g. 二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） <中略> 個数 1（予備1^{※2}） ※2 「対策本部」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm h. 可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機</p>		<p>㉗a及び又(3)(vi)-⑰bと同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-⑳は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉓a及び又(3)(vi)-㉓bと同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉑は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉑a及び又(3)(vi)-㉑bと同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉒は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉒a及び又(3)(vi)-㉒bと同義であり、整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉔a及び又(3)(vi)-㉔bは、6,7号機共用の設計として7号機で整理しており、この内容は整合している。</p> <p>「可搬型モニタリングポスト」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における又(3)(vi)-⑭を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「放射線管理用計測装置」に整理しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>※「<u>対策本部</u>」と「<u>待機場所</u>」で兼用</p>	<p>器仕様に記載する。 <中略> 種類 半導体 計測範囲 0.001～99.9mSv/h 個数 1（予備1^{※2}） ※2 <u>可搬型エリアモニタ（対策本部）と一部兼用</u></p>	<p>【放射線管理施設】 （要目表） 1 放射線管理用計測装置に係る次の事項</p> <p>(2) エリアモニタリング設備に係る次の事項 ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数</p> <p>・可搬型 以下の設備は、7号機設備であり、6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。 <u>可搬型エリアモニタ（7号機設備、6,7号機共用）</u></p> <p>(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所</p> <p>以下の設備は、7号機設備であり、6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。 <u>可搬型モニタリングポスト（7号機設備、6,7号機共用）</u> 電離箱サーベイメータ（7号機設備、6,7号機共用） GM汚染サーベイメータ（7号機設備、6,7号機共用） ZnSシンチレーションサーベイメータ（7号機設備、6,7号機共用） NaIシンチレーションサーベイメータ（7号機設備、6,7号機共用）</p>	<p>設計及び工事の計画の <u>又(3)</u> <u>(vi)-④a</u> 及び <u>又(3)(vi)-④b</u> は、設置変更許可申請書（本文（五号））の <u>又(3)(vi)-④</u> を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機」及び「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における <u>又(3)(vi)-④</u> を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>2 換気設備に係る次の事項</p> <p>(4) 送風機の名称, 種類, 容量, 主要寸法, 個数及び取付箇所並びに原動機の種類, 出力, 個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率</p> <p>・可搬型 以下の設備は, 7号機設備であり, 6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（7号機設備, 6,7号機共用） <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（7号機設備, 6,7号機共用）</u> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（7号機設備, 6,7号機共用）</p> <p>(6) フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称, 種類, 効率, 主要寸法, 個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・可搬型 以下の設備は, 7号機設備であり, 6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（7号機設備, 6,7号機共用） <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（7号機設備, 6,7号機共用）</u></p> <p>2.2 緊急時対策所換気空調系</p> <p>(1) 容器（中央制御室, 緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。）の名称, 種類, 容量, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料, 個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に明記すること。）</p> <p>・可搬型 以下の設備は, 7号機設備であり, 6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンペ）（7号機設備, 6,7号機共用） <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンペ）（7号機設備, 6,7号機共用）</u></p>		

又(3)(vi)-㉔a

又(3)(vi)㉔b

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>又(3)(vi)㉔5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(6号及び7号炉共用)</p> <p>個数 又(3)(vi)-㉔2(予備3)...</p> <p>容量 約200kVA/個</p>	<p>(3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(6号及び7号炉共用)</p> <p>エンジン</p> <p>個数 2(予備3)...</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>発電機</p> <p>個数 2(予備3)...</p> <p>種類 横軸回転界磁3同期発電機</p> <p>容量 約200kVA/台</p> <p>力率 0.8</p> <p>電圧 440V</p> <p>周波数 50Hz</p>	<p>【非常用電源設備】</p> <p>(要目表)</p> <p>2 非常用発電装置に係る次の事項</p> <p>2.3 緊急時対策所代替電源設備</p> <p>(2) 内燃機関に係る次の事項</p> <p>イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・可搬型</p> <p>以下の設備は、7号機設備であり、6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。</p> <p>又(3)(vi)㉔a 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関（7号機設備、6,7号機共用）</p> <p>(5) 発電機に係る次の事項</p> <p>イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・可搬型</p> <p>以下の設備は、7号機設備であり、6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。</p> <p>又(3)(vi)㉔b 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（7号機設備、6,7号機共用）</p>	<p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉔a及び又(3)(vi)-㉔bは、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉔と同義であり、整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉔は、6,7号機共用の設計として7号機で整理しており、この内容は整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(vii) 通信連絡設備</p> <p>又(3)(vii)-①a 通信連絡設備は、又(3)(vii)-②通信連絡設備(発電所内)、安全パラメータ表示システム(SPDS)、又(3)(vii)-③通信連絡設備(発電所外)、データ伝送設備又(3)(vii)-①bから構成される。</p>	<p>10.12 通信連絡設備 10.12.1 通常運転時等 10.12.1.4 主要設備 (1) 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>通信連絡設備(発電所内)は、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことが可能な設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、又(3)(vii)-②警報装置及び所内通信連絡設備又(3)(vii)-①aを設置又は保管する設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS端末及びFAX）（「6,7号機共用」，「6,7号機共用，7号機に設置」，「6,7号機共用，5号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬</p>	<p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-①a～又(3)(vii)-①dは、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-①a及び又(3)(vii)-①bと同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-②は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-②と同義であり、整合している。</p> <p>以下、同一用語については、通信1とし、説明を省略する。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-③は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-③と同義であり、整合している。</p> <p>以下、同一用語については、通信2とし、説明を省略する。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(2) 安全パラメータ表示システム (SPDS)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する<u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u>を設置する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム (SPDS) (緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用) <p>(3) 通信連絡設備 (発電所外)</p> <p><u>通信連絡設備 (発電所外)</u>は、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことが可能な設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(4) データ伝送設備</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成する<u>データ伝送設備</u>を設置する設計とする。</p>	<p>型) (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に保管」(以下同じ。)), 無線連絡設備 (常設) (「6号機設備」, 「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。)), 無線連絡設備 (可搬型) (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に保管」(以下同じ。)) 及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) (「6号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に保管」, 「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に保管」(以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。)) へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として, <u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u> <u>又(3)(vii)-①b</u>を一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備 (発電所外)</p> <p>設計基準事故が発生した場合において, 発電所外の本社, 国, 地方公共団体, その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる<u>又(3)(vii)-③所外通信連絡設備</u>として, 十分な数量のテレビ会議システム (テレビ会議システム (社内向)) (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。)), 専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体他向)) (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。)), 衛星電話設備 (社内向) (テレビ会議システム (社内向) 及び衛星社内電話機) (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。)), 衛星電話設備 (常設), 衛星電話設備 (可搬型) 及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP-電話機及びIP-FAX) (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。)) <u>又(3)(vii)-①c</u>を設置又は保管する設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>又(3)(vii)-④発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信1通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>10.12.1.2 設計方針 (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））<u>又(3)(vii)-①d</u>を一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内） <u>又(3)(vii)-④a</u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、<u>通信1</u>警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の<u>又(3)(vii)-④b</u>送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備、6,7号機共用」、「7号機設備、6,7号機共用、6号機に設置」、「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「7号機設備、6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備、6,7号機共用」、「7号機設備、6,7号機共用、6号機に設置」、「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」）、送受話器（ページング）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「7号機設備、6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及びFAX）（「6,7号機共用」、「6,7号機共用、7号機に設置」、「6,7号機共用、5号機に設置」、「7号機設備、6,7号機共用」、「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」）、電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS 端末）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用」、「7号機設備、6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（常設）（「6号機設備」、「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-④a</u>及び<u>又(3)(vii)-④b</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-④</u>を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、<u>緊対1</u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p><u>通信1</u>通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、<u>又(3)(vii)-⑤</u>非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) <u>通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>	<p>（以下同じ。）、<u>衛星電話設備（可搬型）</u>（7号機設備、6,7号機共用、5号機に保管）（以下同じ。）、<u>無線連絡設備（常設）</u>（6号機設備、7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置）（以下同じ。）、<u>無線連絡設備（可搬型）</u>（7号機設備、6,7号機共用、5号機に保管）（以下同じ。）及び<u>携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）</u>（6号機設備、6,7号機共用、5号機に保管、7号機設備、6,7号機共用、5号機に保管）（以下同じ。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、<u>緊対1</u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置）（以下同じ。）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p><u>通信1</u>警報装置、所内通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、<u>又(3)(vii)-⑤</u>非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【非常用電源設備】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.4 通信連絡設備用直流電源設備 送受話器（ページング）用48V蓄電池（7号機設備、6,7号機共用、6号機に設置）（以下同じ。）（48V, 2400Ah/組（10時間率）のものを1組（1組当たり24個）及び5号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池（7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置）（以下同じ。））</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-⑤</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-⑤</u>と同義であり、整合している。以下、同一の用語については、<u>通信3</u>とし、説明を省略する。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>又(3)(vii)-⑥a 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信 2 通信連絡設備（発電所外）として、又(3)(vii)-⑥b テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信 2 通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を又(3)(vii)-⑦確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる</p>	<p>10.12.1.2 設計方針 <中略></p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>（48V, 1000Ah/組（10 時間率）のものを 1 組（1 組当たり 25 個）は、外部電源が期待できない場合においても、通信連絡設備の動作に必要な電力を給電できる設計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】 （基本設計方針） 第 2 章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、又(3)(vii)-⑥a 地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信 2 所外通信連絡設備として、又(3)(vii)-⑥b 十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「7 号機設備、6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。）、専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「7 号機設備、6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。）、衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「7 号機設備、6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。）、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及び IP-FAX）（「7 号機設備、6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（「7 号機設備、6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>通信 2 所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については、有線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を又(3)(vii)-⑦備えた構成の通信回線に接続する。テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））、専用</p>	<p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-⑥a 及び又(3)(vii)-⑥b は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-⑥a 及び又(3)(vii)-⑥b を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-⑦は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-⑦と同義であり、整合してい</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>設計とする。</p> <p><u>通信 2 通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備</u>については、<u>通信 3 非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、<u>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備</u>については、<u>非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>	<p>電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））、衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）及びデータ伝送設備は、<u>専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</u>また、これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。</p> <p><u>通信 2 所外通信連絡設備及びデータ伝送設備</u>については、<u>通信 3 非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、データ伝送設備は、基準地震動 S_s による地震力に対し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【非常用電源設備】 （基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備</p> <p>3.4 通信連絡設備用直流電源設備</p> <p>送受話器（ページング）用48V蓄電池（「7号機設備、6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））（48V, 2400Ah/組（10時間率）のものを1組（1組当たり24個））及び5号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（48V, 1000Ah/組（10時間率）のものを1組（1組当たり25個））は、外部電源が期待できない場合においても、通信連絡設備の動作に必要な電力を給電できる設計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】</p>	<p>る。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な^⑧通信連絡設備を設置又は保管する。</p>	<p>10.12.2 重大事故等時 10.12.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p><中略></p> <p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備 a. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備</p>	<p>（基本設計方針） 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な^{⑧a}所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）を5号機原子炉建屋屋外、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外） <中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な^{⑧b}所外通信連絡設備及び計</p>	<p>設計及び工事の計画の^⑧（^{⑧a}及び^{⑧b}）は、設置変更許可申請書（本文（五号））の^⑧を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信</p> <p>1 通信連絡設備（発電所内）、又(3)(vii)-⑨5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信1通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p>	<p>及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>10.12.2.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）</p>	<p>測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信1所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信1所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に又(3)(vii)-⑩a設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>又(3)(vii)-⑨5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）又(3)(vii)-⑩bのうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p>	<p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-⑨は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-⑨と同義であり、整合している。</p> <p>以下、同一の用語については、通信4とし、説明を省略する。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-⑩a及び又(3)(vii)-⑩bは、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-⑩と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信</u> <u>1通信連絡設備（発電所内）として、又(3)(vii)-⑩衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</u></p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p> <p><u>また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。</u></p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、5号炉原子炉建屋屋外、通信45号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置する設計とする。</u></p> <p><u>又(3)(vii)-⑫衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設</u></p>	<p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</u></p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p> <p><u>また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。</u></p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置する設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設</u></p>	<p><中略></p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信1所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の又(3)(vii)-⑩a衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外、通信45号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u></p> <p><中略></p> <p><u>又(3)(vii)-⑩b衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p> <p><u>また、中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p><u>中央制御室内に設置する又(3)(vii)-⑫衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置する衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、</u></p>	<p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-⑩a及び又(3)(vii)-⑩bは、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-⑩と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-⑫は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-⑫と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>備である 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>5 号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）及び携帯型音声呼出電話設備は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</u></p> <p><u>充電式電池を用いるものについては、別の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより、又(3)(vii)-^⑬7 日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、又(3)(vii)-^⑭中央制御室又は 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を又(3)(vii)-^⑮用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7 日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p> <p>又(3)(vii)-^⑯5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p><u>備である 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>5 号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）及び携帯型音声呼出電話設備は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</u></p> <p><u>充電式電池を用いるものについては、別の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより 7 日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7 日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>b. 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p><u>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</u></p>	<p><u>全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「7 号機設備、6,7 号機共用」（以下同じ。）」からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（可搬型）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</u></p> <p><u>充電式電池を使用する所内通信連絡設備については、予備の充電式電池と交換すること又は予備の端末を使用することにより、継続して通話又(3)(vii)-^⑬ができ、使用後の充電式電池は、又(3)(vii)-^⑭5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を又(3)(vii)-^⑮使用する所内通信連絡設備については、予備の乾電池と交換することにより、7 日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p><中略></p> <p>また、又(3)(vii)-^⑯a5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「7 号機設備、6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。）」へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送</p>	<p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-^⑬は、設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(vii)-^⑬を全て含んでおり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-^⑭は、設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(vii)-^⑭を詳細設計した結果であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-^⑮は、設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(vii)-^⑮と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-^⑯a及び又(3)(vii)-^⑯bは、設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(vii)-^⑯と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は、コントロール建屋内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は、通信 45 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は、<u>又(3)(vii)-⑰</u>非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するため<u>又(3)(vii)-⑱</u>の通信連絡設備(発電所内)は、通信連絡設備(発電所内)と同じである。</u></p>	<p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は、コントロール建屋内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>c. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）</p> <p><u>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備(発電所内)は、「(1)a.通信連絡設備(発電所内)」と同じである。</u></p>	<p>するための設備として、<u>安全パラメータ表示システム (SPDS) <u>又(3)(vii)-⑱b</u>のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p><中略></p> <p>5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、<u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は、通信 45 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は、<u>又(3)(vii)-⑰</u>非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p><中略></p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するため<u>又(3)(vii)-⑱</u>に必要な所内通信連絡設備として、必要な数</u></p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-⑰</u>は、設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>又(3)(vii)-⑰</u>と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-⑱</u>は、設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>又(3)(vii)-⑱</u>を具体的に記載しており、</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>又(3)(vii)-⑱緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS）、無線連絡設備、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては、<u>固縛又は又(3)(vii)-⑳転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う</u></p>	<p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う</u></p>	<p>量の衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「7号機設備、6.7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）」を5号機原子炉建屋屋外、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>又(3)(vii)-⑱重大事故等が発生した場合に必要な所内通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、<u>基準地震動S_sによる地震力に対し、又(3)(vii)-⑳地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</u></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p><中略></p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う</u></p>	<p>整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-⑱は、設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(vii)-⑱と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-⑳は、設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(vii)-⑳を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>ために必要な通信 2 通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信 2 通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信 2 通信連絡設備（発電所外）として、又 (3) (vii)-㉑ 衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>又 (3) (vii)-㉑ 衛星電話設備は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、通信 4 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>ために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所外） 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p><中略></p> <p>b. データ伝送設備 重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。データ伝送設備は、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>ために必要な通信 2 所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信 2 所外通信連絡設備として、必要な数量の又 (3) (vii)-㉑ 衛星電話設備（常設）を中央制御室及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及び IP-FAX）を 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外） <中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を通信 4 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>又 (3) (vii)-㉑a 衛星電話設備（常設）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>また、中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><中略></p> <p>又 (3) (vii)-㉑b 衛星電話設備（可搬型）は、充電式電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を使用する所外通信連絡設備については、</p>	<p>設計及び工事の計画の又 (3) (vii)-㉑は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又 (3) (vii)-㉑と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又 (3) (vii)-㉑a 及び又 (3) (vii)-㉑b は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又 (3) (vii)-㉑を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>なお、データ伝送設備 <u>又(3)(vii)-㉓</u> を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は、安全パラメータ表示システム (SPDS) の緊急時対策支援システム伝送装置と同じである。</p> <p><u>又(3)(vii)-㉔</u> 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、<u>通信 45 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</u></p> <p><u>又(3)(vii)-㉕</u> 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、<u>非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>	<p>なお、データ伝送設備を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は、「(1)b. 安全パラメータ表示システム (SPDS)」と同じである。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所外） <中略></p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、<u>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</u></p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、<u>非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>c. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）</p>	<p>予備の充電式電池と交換すること又は予備の端末を使用することにより、継続して通話ができ、使用後の充電式電池は、<u>5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) の電源から充電することができる設計とする。</u></p> <p><u>データ伝送設備 又(3)(vii)-㉓</u> は、<u>非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外） <中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）を中央制御室及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び <u>又(3)(vii)-㉔</u> 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及び IP-FAX）を <u>通信 45 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管する設計とする。</u> なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p> <p>5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置する衛星電話設備（常設）及び <u>又(3)(vii)-㉕</u> 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及び IP-FAX）は、<u>非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外） <中略></p>	<p>設計及び工事の計画の <u>又(3)(vii)-㉓</u> は、設置変更許可申請書(本文(五号))の <u>又(3)(vii)-㉓</u> を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の <u>又(3)(vii)-㉔</u> は、設置変更許可申請書(本文(五号))の <u>又(3)(vii)-㉔</u> と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の <u>又(3)(vii)-㉕</u> は、設置変更許可申請書(本文(五号))の <u>又(3)(vii)-㉕</u> と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための</u> <u>又(3)(vii)-㉔通信連絡設備(発電所外)は、通信連絡設備(発電所外)と同じである。</u></p> <p><u>又(3)(vii)-㉕緊急時対策支援システム(ERSS)等へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</u></p> <p>非常用交流電源設備については、又、(2) 非常用電源設備の構造に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、又、(2)、(iv) 代替電源設備に記載する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については、又、(3)、(vi) 緊急時対策所に記載する。</p>	<p><u>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備(発電所外)は、「(2)a. 通信連絡設備(発電所外)」と同じである。</u></p> <p><u>緊急時対策支援システム(ERSS)等へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム(SPDS)、データ伝送設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</u></p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p> <p><中略></p> <p>10.12.2.2.3 共用の禁止</p> <p><中略></p>	<p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の又(3)(vii)-㉔衛星電話設備(常設)を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置し、必要な数量の衛星電話設備(可搬型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)を5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u></p> <p><中略></p> <p><u>又(3)(vii)-㉕重大事故等が発生した場合に必要な所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については、基準地震動S_sによる地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</u></p> <p>6. 設備の共用</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-㉔は、設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(vii)-㉔を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-㉕は、設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(vii)-㉕を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))「又、(2) 非常用電源設備の構造」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))「又、(2)、(iv) 代替電源設備」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))「又、(3)、(vi) 緊急時対策所」に示す。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>通信 45 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p><u>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、6号及び7号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p><u>又(3)(vii)-㉘通信連絡設備の一覧を以下に示す。</u></p> <p>・ <u>又(3)(vii)-㉘送受話器（警報装置を含む。）（6号及び7号炉共用）</u> <u>又(3)(vii)-㉙（「緊急時対策所」と兼用）</u> <u>又(3)(vii)-㉚一式</u></p> <p>・ <u>又(3)(vii)-㉛電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用）</u> <u>又(3)(vii)-㉜（「緊急時対策所」と兼用）</u> <u>又(3)(vii)-㉝一式</u></p>	<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、<u>共用により悪影響を及ぼさないよう、6号及び7号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p>10.12.1.4 主要設備 (1) 通信連絡設備（発電所内）</p> <p><中略></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとし、多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する。</p> <p>・ <u>送受話器（警報装置を含む。）（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>・ <u>電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用）</u></p> <p><中略></p>	<p><u>通信 45 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置する衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）、5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）及びデータ伝送設備は、号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故対応を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、6号機及び7号機で共用する設計とする。</u></p> <p><u>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、6号機及び7号機に必要な数量又は容量を確保するとともに、号機の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p>4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略></p> <p>警報装置として、<u>又(3)(vii)-㉙a十分な数量の又(3)(vii)-㉙a送受話器（ペー징ング）（警報装置）（「7号機設備、6,7号機共用」</u>、「7号機設備、<u>6,7号機共用</u>、6号機に設置」）及び<u>送受話器（ペー징ング）（警報装置）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「7号機設備、<u>6,7号機共用</u>、6号機に設置」（以下同じ。）並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、<u>又(3)(vii)-㉙b十分な数量の又(3)(vii)-㉙b送受話器（ペー징ング）（「7号機設備、<u>6,7号機共用</u>」</u>、「7号機設備、<u>6,7号機共用</u>、6号機に設置」）、「7号機設備、<u>6,7号機共用</u>、5号機に設置」）、<u>送受話器（ペー징ング）（コ</u></u></p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））<u>又(3)(vii)-㉘</u>に整合していることは、以下に示す。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-㉙a</u>及び<u>又(3)(vii)-㉙b</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-㉘</u>と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-㉙</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-㉘</u>と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>・テレビ会議システム（6号及び7号炉共用）</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外） <中略> 主要な設備は、以下のとおりとする。 ・テレビ会議システム（6号及び7号炉共用）</p>	<p>ントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）、<u>又(3)(vii)-㉔</u>電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）（「6,7号機共用」，「6,7号機共用，7号機に設置」，「6,7号機共用，5号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS 端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）、衛星電話設備（常設）（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）、衛星電話設備（可搬型）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）、無線連絡設備（常設）（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）、無線連絡設備（可搬型）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「6号機設備」，「6,7号機共用，5号機に保管」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）を一式設置する設計とする。なお，<u>又(3)(vii)-㉔</u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）内に設置又は保管する所内通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，地方公共団体，その他関係機関の必要箇所へ事</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-㉔a</u>及び<u>又(3)(vii)-㉔b</u>は，設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-㉔</u>を全て含んでおり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-㉔</u>は，設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-㉔</u>と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)</u></p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>又(3)(vii)-㉓（「緊急時対策所」と兼用） 又(3)(vii)-㉔一式</p> <p>・専用電話設備（6号及び7号炉共用） 又(3)(vii)-㉓（「緊急時対策所」と兼用） 又(3)(vii)-㉔一式</p> <p>・衛星電話設備（社内向）（6号及び7号炉共用） 又(3)(vii)-㉓（「緊急時対策所」と兼用） 又(3)(vii)-㉔一式</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>・無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用） 又(3)(vii)-㉕（「緊急時対策所」と兼用） 又(3)(vii)-㉖一式</p> <p>・無線連絡設備（常設） 又(3)(vii)-㉗（「中央制御室」と兼用） 又(3)(vii)-㉘一式</p>	<p>・専用電話設備（6号及び7号炉共用）</p> <p>・衛星電話設備（社内向）（6号及び7号炉共用） <中略></p> <p>第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備(常設)の主要機器仕様</p> <p>(1) 無線連絡設備 <u>無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式</p> <p><u>無線連絡設備（常設）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（重大事故等時）</p>	<p>故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、又(3)(vii)-㉔十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設），衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，データ伝送設備（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。</p> <p>なお，又(3)(vii)-㉓5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 <中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略></p> <p>警報装置として，十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として，又(3)(vii)-㉖十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」），送受話器（ページン</p>	<p>㉓は，設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-㉓と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-㉔は，設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-㉔を全て含んでおり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-㉕は，設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-㉕と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-㉖は，設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-㉖を全て含んでおり，整合し</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>・ 衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） <u>又(3)(vii)-⑳</u>（「緊急時対策所」と兼用） <u>又(3)(vii)-㉑</u>一式</p> <p>・ 衛星電話設備（常設） <u>又(3)(vii)-㉒</u>（「中央制御室」と兼用） <u>又(3)(vii)-㉓</u>一式</p> <p>・ <u>又(3)(vii)-㉔</u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用） <u>又(3)(vii)-㉕</u>（「緊急時対策所」と兼用） <u>又(3)(vii)-㉖</u>一式</p> <p>・ <u>安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用）</u> <u>又(3)(vii)-㉗</u>（「計測制御系統施設」及び<u>又(3)(vii)-㉘</u>「緊急時対策所」と兼用） <u>一式</u></p>	<p>・ 通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式</p> <p>(2) 衛星電話設備 <u>衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・ 緊急時対策所（通常運転時等） ・ 緊急時対策所（重大事故等時） ・ 通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個数 一式</p> <p><u>衛星電話設備（常設）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・ 中央制御室（重大事故等時） ・ 通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個数 一式</p> <p>(6) <u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・ 緊急時対策所（重大事故等時） a. インターフォン 使用回線 有線系回線 個数 一式</p> <p>(3) <u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・ 計装設備（重大事故等対処設備） ・ 緊急時対策所（通常運転時等） ・ 緊急時対策所（重大事故等時） ・ 通信連絡設備（通常運転時等） a. データ伝送装置 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p>	<p>グ）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）」），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS端末及びFAX）（「6,7号機共用」，「6,7号機共用，7号機に設置」，「6,7号機共用，5号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）」），<u>衛星電話設備（常設）</u>（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）」），<u>衛星電話設備（可搬型）</u>（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）」），<u>無線連絡設備（常設）</u>（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）」），<u>無線連絡設備（可搬型）</u>（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）」）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「6号機設備」，「6,7号機共用，5号機に保管」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）」）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）」）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）を一式設置する設計とする</u>。なお，<u>又(3)(vii)-㉕</u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）」）内に設置又は保管する所内通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために</p>	<p>ている。</p> <p>「無線連絡設備（常設）」及び「衛星電話設備（常設）」は，設置変更許可申請書（本文（五号））における<u>又(3)(vii)-㉑</u>を設計及び工事の計画の主たる登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理しており，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-㉓</u>は，設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-㉓</u>と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-㉔</u>は，設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-㉔</u>と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-㉖</u>は，設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-㉖</u>を全て含んでおり，整合している。</p> <p>「安全パラメータ表示システム（SPDS）」は，設置変更許可申請書（本文（五号））における<u>又(3)(vii)-㉗</u>を設計及び工事の計画の主たる登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理しており，整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>b. 緊急時対策支援システム伝送装置（6号及び7号炉共用） 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p> <p>c. SPDS表示装置（6号及び7号炉共用） 個数 一式</p>	<p>必要な所内通信連絡設備として、<u>又(3)(vii)-⑩</u>必要な数量の衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、<u>又(3)(vii)-⑳</u>5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「7号機設備，<u>6,7号機共用</u>，5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。</p> <p>なお，5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。<u>又(3)(vii)-⑳</u>5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p><中略></p> <p>2. 計測装置等</p> <p>2.3 計測結果の表示，記録及び保存</p> <p><中略></p> <p>重大事故等の対応に必要なパラメータは，<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>（「6号機設備」，「7号機設備，<u>6,7号機共用</u>，5号機に設置」（以下同じ。））のうち緊急時対策支援システム伝送装置にて電磁的に記録，保存し，電源喪失により保存した記録が失われないよう</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>・ 又(3)(vii)-⑫ 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (6号及び7号炉共用) 又(3)(vii)-⑬ (「緊急時対策所」と兼用) 又(3)(vii)-⑭ 一式</p>	<p>(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (6号及び7号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・ 緊急時対策所 (通常運転時等) ・ 緊急時対策所 (重大事故等時) ・ 通信連絡設備 (通常運転時等) a. テレビ会議システム (6号及び7号炉共用)</p>	<p>にするとともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】 (要目表) 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 1. 中央制御室機能 1.5 居住性の確保 <中略> 炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、以下の設備を設置する。 中央制御室待避室に待避した運転員が、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) (7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置) と通信連絡を行うため、必要な数量の衛星電話設備 (常設) (中央制御室待避室) 及び無線連絡設備 (常設) (中央制御室待避室) を設置する設計とする。 <中略> 衛星電話設備 (常設) (中央制御室待避室) 及び無線連絡設備 (常設) (中央制御室待避室) は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 <中略> 【計測制御系統施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.2 通信連絡設備 (発電所外) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、又(3)(vii)-⑫ 十分な数量のテレビ会議システム (テレビ会議システム (社内向)) (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。)), 専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン))</p>	<p>設計及び工事の計画の 又(3)(vii)-⑫ は、設置変更許可申請書(本文(五号))の 又(3)(vii)-⑫ と同義であり、整合している。 設計及び工事の計画の 又(3)</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>b. IP-電話機（6号及び7号炉共用） 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>c. IP-FAX（6号及び7号炉共用） 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>・ <u>データ伝送設備（6号及び7号炉共用） 一式</u></p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>・ <u>又(3)(vii)-④a 携帯型音声呼出電話設備（6号及び7号炉共用）</u> <u>又(3)(vii)-④</u>（「緊急時対策所」と兼用） <u>又(3)(vii)-④</u>一式</p> <p>・ <u>又(3)(vii)-④b 携帯型音声呼出電話設備</u> <u>又(3)(vii)-④</u>一式</p> <p>・ <u>無線連絡設備（可搬型）（6号及び7号炉共用）</u> <u>又(3)(vii)-④</u>（「緊急時対策所」と兼用） <u>又(3)(vii)-④</u>一式</p>	<p>使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>b. IP-電話機（6号及び7号炉共用） 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>c. IP-FAX（6号及び7号炉共用） 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>(5) <u>データ伝送設備（6号及び7号炉共用）</u> <中略></p> <p>a. 緊急時対策支援システム伝送装置（6号及び7号炉共用） 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>第10.12-3表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様</p> <p>(1) <u>携帯型音声呼出電話設備（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・ 緊急時対策所（通常運転時等） ・ 緊急時対策所（重大事故等時） ・ 通信連絡設備（通常運転時等） a. 携帯型音声呼出電話機（6号及び7号炉共用） 使用回線 有線系回線 個数 一式</p> <p>(2) <u>携帯型音声呼出電話設備</u> <中略></p> <p>a. 携帯型音声呼出電話機 使用回線 有線系回線 個数 一式</p> <p>(3) <u>無線連絡設備</u> <u>無線連絡設備（可搬型）（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・ 緊急時対策所（通常運転時等）</p>	<p>（地方公共団体他向）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。），衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。），衛星電話設備（常設），衛星電話設備（可搬型）及び<u>又(3)(vii)-④統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）を設置又は保管する設計とする。</u></p> <p>また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，<u>データ伝送設備（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）を一式設置する設計とする。</u></p> <p>なお，<u>又(3)(vii)-④5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</u></p> <p><中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略></p> <p>警報装置として，十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備，6,7号機共用，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として，<u>又(3)(vii)-④十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS端末及びFAX）（「6,7号機共用」，「6,7号機共用，7号機に設置」，「6,7号機共用，5号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7</u></p>	<p><u>又(3)(vii)-④</u>は，設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-④</u>と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-④</u>は，設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-④</u>を全て含んでおり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-④</u>は，設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-④a</u>及び<u>又(3)(vii)-④b</u>と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-④</u>は，設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-④</u>と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-④</u>は，設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-④</u>を全て含んでおり，整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>・ 衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） 又(3)(vii)-㉔（「緊急時対策所」と兼用） 又(3)(vii)-㉕ 一式</p> <p>又(3)(vii)-㉔ 携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準事故時及び重大事故等時とも使用する。</p>	<p>・ 緊急時対策所（重大事故等時） ・ 通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式</p> <p>(4) 衛星電話設備 <u>衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・ 緊急時対策所（通常運転時等） ・ 緊急時対策所（重大事故等時） ・ 通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個数 一式</p>	<p>号機共用，5号機に設置）」，電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）」，衛星電話設備（常設）（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）」，<u>衛星電話設備（可搬型）</u>（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）」，無線連絡設備（常設）（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）」，<u>無線連絡設備（可搬型）</u>（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）」）及び<u>又(3)(vii)-㉔ 携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）</u>（「6号機設備」，「6,7号機共用，5号機に保管」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）」）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）」）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）を一式設置する設計とする。なお，<u>又(3)(vii)-㉔ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所</u>（「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）」）内に設置又は保管する所内通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内） <u>又(3)(vii)-㉔ a</u> 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に，中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋，タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作，作業，退避の指示，事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として，警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>警報装置として，十分な数量の送受信器（ページング）（警報装置）（「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vii)-㉔ a</u>～<u>又(3)(vii)-㉔ d</u>は，設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vii)-㉔</u>を具体的に記載しており，整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>備, 6, 7 号機共用, 6 号機に設置」, 「7 号機設備, 6, 7 号機共用, 5 号機に設置」) 及び送受話器 (ページング) (警報装置) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外) (「7 号機設備, 6, 7 号機共用, 6 号機に設置」 (以下同じ。)) 並びに多様性を確保した<u>所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器 (ページング) (「7 号機設備, 6, 7 号機共用」, 「7 号機設備, 6, 7 号機共用, 6 号機に設置」, 「7 号機設備, 6, 7 号機共用, 5 号機に設置」), 送受話器 (ページング) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外) (「7 号機設備, 6, 7 号機共用, 6 号機に設置」 (以下同じ。))</u>, 電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX) (「6, 7 号機共用」, 「6, 7 号機共用, 7 号機に設置」, 「6, 7 号機共用, 5 号機に設置」, 「7 号機設備, 6, 7 号機共用」, 「7 号機設備, 6, 7 号機共用, 5 号機に設置」), 電力保安通信用電話設備 (固定電話機及び PHS 端末) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外) (「6, 7 号機共用」, 「7 号機設備, 6, 7 号機共用, 6 号機に設置」 (以下同じ。)), <u>衛星電話設備 (常設) (「6 号機設備」, 「7 号機設備, 6, 7 号機共用, 5 号機に設置」 (以下同じ。))</u>, <u>衛星電話設備 (可搬型) (「7 号機設備, 6, 7 号機共用, 5 号機に保管」 (以下同じ。))</u>, <u>無線連絡設備 (常設) (「6 号機設備」, 「7 号機設備, 6, 7 号機共用, 5 号機に設置」 (以下同じ。))</u>, <u>無線連絡設備 (可搬型) (「7 号機設備, 6, 7 号機共用, 5 号機に保管」 (以下同じ。))</u> 及び<u>携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) (「6 号機設備」, 「6, 7 号機共用, 5 号機に保管」, 「7 号機設備, 6, 7 号機共用, 5 号機に保管」 (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。</u></p> <p>また, <u>5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) (「7 号機設備, 6, 7 号機共用, 5 号機に設置」 (以下同じ。))</u> へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として, <u>安全パラメータ表示システム (SPDS) を一式設置する設計とする。</u></p> <p>< 中略 ></p> <p><u>又 (3) (vii) - ㉔b 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡</u></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「7号機設備, 6, 7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。）」を5号機原子炉建屋屋外, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>又(3)(vii)-㉔c 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「7号機設備, 6, 7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。）」、専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「7号機設備, 6, 7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。）」、衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「7号機設備, 6, 7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。）」、</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、<u>データ伝送設備</u>（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>又(3)(vii)-㉔d 重大事故等が発生した場合において、<u>発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。</u>なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<u>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に一式設置する設計とする。</u></p> <p>なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p><中略></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(viii) 復水貯蔵槽</p> <p>又(3)(viii)-①a 本貯蔵槽には、又(3)(viii)-②通常運転中の原子炉冷却系統への補給水、<u>高压炉心注水系、原子炉隔離時冷却系、高压代替注水系及び</u>又(3)(viii)-①b <u>低压代替注水系による原子炉への注入水並びに代替格納容器スプレイ冷却系及び格納容器下部注水系による原子炉格納容器への注入水を貯留する。</u></p> <p>又(3)(viii)-③本貯蔵槽は、<u>代替淡水源からの補給が可能な設計とする。</u></p>	<p>5. 原子炉冷却系統施設</p> <p>5.7 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備</p> <p>5.7.2 設計方針</p> <p>(1) 重大事故等の収束に必要なとなる水源</p> <p>a. 復水貯蔵槽を水源とした場合に用いる設備</p> <p>想定される重大事故等時において、<u>原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高压代替注水系、<u>低压代替注水系（常設）、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）及び格納容器下部注水系（常設）並びに重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系及び高压炉心注水系の水源として、復水貯蔵槽を使用する。</u></u></p> <p><中略></p> <p>d. 代替淡水源を水源とした場合に用いる設備</p> <p>想定される重大事故等時において、<u>復水貯蔵槽へ水を供給するための水源であるとともに、原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低压代替注水系（可搬型）、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）及び格納容器下部注水系（可搬型）の水源として、また、使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系の水源として、代替淡水源である防火水槽及び淡水貯水池を使用する。</u></p> <p><中略></p>	<p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 （基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>5.5 水の供給設備</p> <p>5.5.1 重大事故等の収束に必要なとなる水源</p> <p>(1) 復水貯蔵槽からの水の供給</p> <p>又(3)(viii)-①復水貯蔵槽は、<u>想定される重大事故等時において、原子炉压力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高压代替注水系、<u>低压代替注水系（常設）、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）及び格納容器下部注水系（常設）並びに重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系及び高压炉心注水系の水源として使用できる設計とする。</u></u></p> <p>(4) 代替淡水源からの水の供給</p> <p>又(3)(viii)-③代替淡水源である防火水槽及び淡水貯水池は、<u>想定される重大事故等時において、復水貯蔵槽へ水を供給するための水源であるとともに、原子炉压力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低压代替注水系（可搬型）、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）及び格納容器下部注水系（可搬型）の水源として、また、使用済燃料貯蔵プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系の水源及び格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラバ水補給の水源として使用できる設計とする。</u></p>	<p>設計及び工事の計画の又(3)(viii)-①は、設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(viii)-①a及び又(3)(viii)-①bと同義であり、整合している。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))において許可を受けた又(3)(viii)-②の「通常運転中の原子炉冷却系統への補給水」は、新規制基準対応設備を申請範囲としている本設工認の対象外である。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(viii)-③は、設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(viii)-③を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																																		
<p>基数 <u>1</u> 容量 <u>約 2,100m³</u></p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設 第 10.13-1 表 補給水系主要機器仕様 (1) 復水補給水系 a. 復水貯蔵槽 基数 <u>1</u> 容量 <u>約 2,100m³</u> 主要部材質 ステンレス鋼ライニング</p>	<p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 (要目表) 7 原子炉冷却材補給設備に係る次の事項 (3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数 a. 復水貯蔵槽</p> <table border="1" data-bbox="1626 478 2694 1822"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td>復水貯蔵槽*1</td> <td>復水貯蔵槽*2</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>ライニング槽</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m³*3</td> <td><input type="text"/> 以上*4(2100*5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力*6</td> <td>MPa</td> <td>—</td> <td>静水頭*7</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度*6</td> <td>℃</td> <td>—</td> <td>66*7</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">主 要 寸 法</td> <td>た て</td> <td>mm*8</td> <td>11492*5, *9, *10</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm*8</td> <td>11842*5, *9, *11</td> </tr> <tr> <td>深 さ</td> <td>mm*8</td> <td>16393*5, *9, *12</td> </tr> <tr> <td>ライニング材厚さ*13</td> <td>mm</td> <td><input type="text"/>*14(4.0*4, *5)</td> </tr> <tr> <td>平 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td><input type="text"/>*4(3*5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">厚 さ</td> <td>東 壁</td> <td>mm</td> <td>996, 1296, 1446 *4, *5, *15</td> </tr> <tr> <td>西 壁</td> <td>mm</td> <td>996, 1296, 1446 *4, *5, *15</td> </tr> <tr> <td>南 壁</td> <td>mm</td> <td>1792*4, *5, *15</td> </tr> <tr> <td>北 壁</td> <td>mm</td> <td>996, 1296, 1446 *4, *5, *15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床</td> <td>mm</td> <td>1596*4, *5, *15</td> </tr> <tr> <td>*16 材</td> <td>ラ イ ニ ン グ 材</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td>壁 ・ 床</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート*4</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">*17 取 付 箇 所</td> <td>系 統 名</td> <td>—</td> <td>補給水系*4</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>廃棄物処理建屋 T. M. S. L. -1100mm *4</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	名 称		復水貯蔵槽*1	復水貯蔵槽*2	種 類	—	ライニング槽	変更なし	容 量	m ³ *3	<input type="text"/> 以上*4(2100*5)		最 高 使 用 圧 力*6	MPa	—	静水頭*7	最 高 使 用 温 度*6	℃	—	66*7	主 要 寸 法	た て	mm*8	11492*5, *9, *10	横	mm*8	11842*5, *9, *11	深 さ	mm*8	16393*5, *9, *12	ライニング材厚さ*13	mm	<input type="text"/> *14(4.0*4, *5)	平 板 厚 さ	mm	<input type="text"/> *4(3*5)	厚 さ	東 壁	mm	996, 1296, 1446 *4, *5, *15	西 壁	mm	996, 1296, 1446 *4, *5, *15	南 壁	mm	1792*4, *5, *15	北 壁	mm	996, 1296, 1446 *4, *5, *15		床	mm	1596*4, *5, *15	*16 材	ラ イ ニ ン グ 材	—	SUS304	料	壁 ・ 床	—	鉄筋コンクリート*4	個	数	—	<u>1</u>	*17 取 付 箇 所	系 統 名	—	補給水系*4	設 置 床	—	廃棄物処理建屋 T. M. S. L. -1100mm *4	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—	<p>変更なし</p>	
		変更前	変更後																																																																																			
名 称		復水貯蔵槽*1	復水貯蔵槽*2																																																																																			
種 類	—	ライニング槽	変更なし																																																																																			
容 量	m ³ *3	<input type="text"/> 以上*4(2100*5)																																																																																				
最 高 使 用 圧 力*6	MPa	—	静水頭*7																																																																																			
最 高 使 用 温 度*6	℃	—	66*7																																																																																			
主 要 寸 法	た て	mm*8	11492*5, *9, *10																																																																																			
	横	mm*8	11842*5, *9, *11																																																																																			
	深 さ	mm*8	16393*5, *9, *12																																																																																			
	ライニング材厚さ*13	mm	<input type="text"/> *14(4.0*4, *5)																																																																																			
	平 板 厚 さ	mm	<input type="text"/> *4(3*5)																																																																																			
	厚 さ	東 壁	mm	996, 1296, 1446 *4, *5, *15																																																																																		
		西 壁	mm	996, 1296, 1446 *4, *5, *15																																																																																		
		南 壁	mm	1792*4, *5, *15																																																																																		
		北 壁	mm	996, 1296, 1446 *4, *5, *15																																																																																		
		床	mm	1596*4, *5, *15																																																																																		
*16 材	ラ イ ニ ン グ 材	—	SUS304																																																																																			
料	壁 ・ 床	—	鉄筋コンクリート*4																																																																																			
個	数	—	<u>1</u>																																																																																			
*17 取 付 箇 所	系 統 名	—	補給水系*4																																																																																			
	設 置 床	—	廃棄物処理建屋 T. M. S. L. -1100mm *4																																																																																			
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																																																			
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																																																			

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(ix) 圧力抑制室プール水サージタンク</p> <p>基数 1 (5号, 6号及び7号炉共用, 既設)</p> <p>容量 約4,000m³</p> <p>(x) 使用済燃料輸送容器保管建屋 (1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉共用)</p> <p>使用済燃料輸送容器保管建屋は, 使用済燃料装填前あるいは装填後の使用済燃料輸送容器及び MOX 新燃料を装填したあるいは取り出した後の輸送容器を必要に応じて一時保管するための建屋である。</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造</p> <p>保管容量 (使用済燃料輸送容器及び MOX 新燃料の輸送容器合計) 20 基</p>	<p>第 10.14-1 表 サプレッション・プール水排水系主要機器仕様</p> <p>サプレッション・プール水サージタンク (5号, 6号及び7号炉共用, 既設)</p> <p>基数 1</p> <p>容量 約4,000m³</p> <p>10.15 使用済燃料輸送容器保管建屋 (1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉共用)</p> <p>10.15.2 設計方針</p> <p>キャスク保管建屋は, 使用済燃料装填前あるいは装填後のキャスク及びウラン・プルトニウム混合酸化物 (以下, 10.15 では「MOX」という。) 新燃料を装填したあるいは取り出した後の輸送容器を必要に応じて一時保管するのに十分な容量を有するようにする。</p> <p>第 10.15-1 表 使用済燃料輸送容器保管建屋主要仕様</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造</p> <p>保管容量 (使用済燃料輸送容器及び MOX 新燃料の輸送容器合計) 20 基</p>		<p>設置変更許可申請書(本文(五号))において許可を受けた「圧力抑制室プール水サージタンク」は, 新規制基準対応設備を申請範囲としている本設工認の対象外である。</p> <p>設置変更許可申請書(本文(五号))において許可を受けた「使用済燃料輸送容器保管建屋」は, 新規制基準対応設備を申請範囲としている本設工認の対象外である。</p>	

VI-1-1-1-2 発電用原子炉の設置の許可（本文（十一号））との整合性
に関する説明書

目 次

1. 概要	1
2. 基本方針	1
3. 記載の基本事項	1
4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	
十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	

1. 概要

本説明書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが、法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

2. 基本方針

設計及び工事の計画が柏崎刈羽原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(以下「設置変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により示す。

本説明書は、設置変更許可申請書「本文(十一号)」(以下「本文(十一号)」という。)と設計及び工事の計画のうち「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」について示す。

なお、設置変更許可申請書の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本説明書には記載しない。

3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書(本文(十一号))」、「設計及び工事の計画 該当事項」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、「本文(十一号)」に記載された順とする。
- (3) 「本文(十一号)」と設計及び工事の計画との整合性確認については、「設置変更許可申請書(本文(十一号))」と同等の「設計及び工事の計画 該当事項」の記載箇所は、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引き、「設計及び工事の計画 該当事項」が「設置変更許可申請書(本文(十一号))」と整合していることを「整合性」欄に記載する。

4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>A. 1号炉 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。</p> <p>1. 目的 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、<u>発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2. 適用範囲 <u>品質管理に関する事項は、柏崎刈羽原子力発電所の保安活動に適用する。</u></p> <p>3. 定義 <u>品質管理に関する事項における用語の定義は、以下を除き品質管理基準規則に従う。</u></p> <p>(1) 原子炉施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。</p>	<p>1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 当社は、<u>原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う仕組みを含めた、原子炉施設の設計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）の品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）に定めている。</u> <u>「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。</u></p> <p>2. 適用範囲・定義</p> <p>2.1 適用範囲 <u>設工認品質管理計画は、柏崎刈羽原子力発電所第6号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。</u></p> <p>2.2 定義 <u>設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。</u></p> <p>(1) 実用炉規則 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）をいう。</p> <p>(2) 技術基準規則 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）をいう。</p> <p>(3) 実用炉規則別表第二対象設備 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）の別表第二「設備別記載事項」に示された設備をいう。</p> <p>(4) 適合性確認対象設備 設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）に基づき、技術基準規則等への適合性を確保するために必要となる設備をいう。</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（十一号））において、設計及び工事の計画の内容は以下のとおり満足している。</p> <p>設計及び工事の計画では、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画を定めていることから整合している。（以下、設置変更許可申請書（本文（十一号））に対応した設計及び工事の計画での説明がない箇所については、保安規定品質マネジメントシステム計画にて対応していることを以て整合している。）</p> <p>設計及び工事の計画の適用範囲は、設置変更許可申請書（本文（十一号））の適用範囲に示す柏崎刈羽原子力発電所の保安活動に包含されていることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画の用語の定義に従っていることから整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成され</p>	<p>3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等</p> <p>設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用</p> <p>設計及び工事のグレード分けは、原子炉施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。</p> <p>(1) 設計管理におけるグレード分け</p> <p>設計管理におけるグレード分けは、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づく安全上の機能別重要度と発電への影響度に応じて設定した重要度区分、並びに重大事故等対処設備においては当該設備の機能の重要性を踏まえ、設計管理区分を設定しグレード分けを実施する。</p> <p>(2) 調達管理におけるグレード分け</p> <p>調達管理におけるグレード分けは、設計管理区分、保全重要度等を踏まえ、品質管理グレードを設定しグレード分けを実施する。</p> <p>本設工認における設計は、新規制基準施行以前から設置している設備並びに工事を継続又は完了している設備の設計実績等を用いた技術基準規則等への適合性を確保するために必要な設備の設計である。</p> <p>このうち、「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」及び「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」における設計は、一律のグレードとし、全ての適合性確認対象設備を「3.3 設計に係る品質管理の方法」に示す設計で管理する。「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」以降の段階で新たに設計及び工事を実施する場合は、設計及び工事のグレード分けの考え方を適用し、管理を実施する。</p> <p>3.6.2 供給者の選定</p> <p>組織は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い品質管理を行うことから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のグレード分けを行うことから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い本設工認の品質管理の方法を決め、設計管理の方法を行うことから、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達のグレード分けを行うことから整合している。</p>	

設置変更許可申請書 (本文 (十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>る結果を明確にする。</p> <p>b) プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。</p> <p>c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標 (以下「保安活動指標」という。) 並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</p> <p>d) プロセスの運用並びに監視及び測定 (以下「監視測定」という。) に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する (責任及び権限の明確化を含む。)</p> <p>e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずる。</p> <p>g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h) 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項 (関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。) への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>(4) 品質管理基準規則が要求する手順書、指示書、図面等 (以下「手順書等」という。)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</p>	<p>3.7.1 文書及び記録の管理</p> <p>(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録</p> <p>組織は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切に管理する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書 (本文 (十一号)) に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い文書管理を行うことから整合している。</p>	

設置変更許可申請書 (本文 (十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</p> <p>c) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</p> <p>d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p>e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p>f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。</p> <p>g) <u>組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</u></p> <p>h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</u></p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定める。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにする。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保する。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力安全を確保することの重要性を要員に周知する。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員</p>	<p>(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理</p> <p><u>設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合において、適用可能な設計図書として扱う。</u></p> <p>(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録</p> <p>使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、(2)を用いて実施する。</p> <p>3.7.1 文書及び記録の管理 (再掲)</p> <p>(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録</p> <p><u>組織は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切に管理する。</u></p> <p>(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理</p> <p>設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合において、適用可能な設計図書として扱う。</p> <p>(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録</p> <p>使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、(2)を用いて実施する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書 <u>(本文 (十一号))</u> に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い <u>組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別することから整合している。</u></p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書 <u>(本文 (十一号))</u> に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い <u>記録を管理していることから整合している。</u></p>	

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>に認識させる。</p> <p>(8) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。 (1) 組織の目的及び状況に対して適切なものである。 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与する。 (3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものである。 (4) 要員に周知され、理解されている。 (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。 (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。 (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c) 資源の利用可能性 d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。 (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されてい</p>	<p>3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む） 設計、工事及び検査は、本社組織及び発電所組織で構成する体制で実施する。 設計、工事及び検査に係る組織は、担当する設備に関する設計、工事及び検査について責任と権限を持つ。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていることから整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>るようにする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。</p> <p>(4) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</p> <p>c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p>			

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>e) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</u></p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</p> <p>b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずる。</p> <p>c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>(1) 使用前事業者検査に係る要員の力量確保及び教育・訓練</p> <p><u>使用前事業者検査に従事する者は、あらかじめ教育・訓練を受講し、検査に必要な力量を有する者とする。</u></p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い検査に係る要員の力量確保を定めていることから整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を<u>明確にする。</u></p> <p>a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d) <u>使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準</u>（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものととする。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a) 組織の外部の者が明示してはないもの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b) 関係法令</p> <p>c) a)b)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a) 当該個別業務等要求事項が定められている。</p> <p>b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されている。</p> <p>c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p>	<p>3.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>組織は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、<u>使用前事業者検査を計画する。</u></p> <p>使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第2表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。</p> <p>適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>また、<u>使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。</u></p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い<u>使用前事業者検査を計画し、判定基準を明確にしていることから整合している。</u></p>	

設置変更許可申請書 (本文 (十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー</p> <p>設工認のうち、実用炉規則別表第二対象設備に対する設計、工事及び検査の各段階を第1表に示す。</p> <p>設工認における必要な設計、工事及び検査の流れを第1図に示す。</p> <p>(1) 実用炉規則別表第二対象設備に対する管理</p> <p>組織は、設計、工事及び検査の各段階におけるレビューを、第1表に示す段階において実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>このレビューについては、本社組織及び発電所組織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請（届出）が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。</p> <p>(2) 主要な耐圧部の溶接部に対する管理</p> <p>設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理（第1表における「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」～「3.6 設工認における調達管理の方法」）のうち、必要な事項を適用して検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十二号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画にて設計、工事及び検査の各段階の計画を定めていることから整合している。</p>	
<p>第1図 設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ</p>			
<p>注記*1: バックフィット制度における設工認申請上の「設計」とは、要求事項を満足した設備とするための基本設計方針を作成（設計1）し、既に設置されている設備の状況を念頭に置きながら、適合性確認対象設備を各条文中に適合させるための設計（設計2）を行う業務をいう。また、この設計の結果を基に、設工認として申請が必要な範囲について、設工認申請書にまとめる。</p> <p>*2: 条文中に適合性確認対象設備が設工認に適合していることを確認するための検査方法（代替確認の考え方を含む）の決定とその実施を使用前事業者検査の計画として明確にする。</p> <p>*3: 保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3.3 設計・開発からのアウトプット」、「7.3.4 設計・開発のレビュー」対応項目</p>			

設置変更許可申請書 (本文 (十一号))		設計及び工事の計画 該当事項			整合性	備考
第1表 設工認における設計, 工事及び検査の各段階						
		各段階	保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要		
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計・開発の計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画		
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計・開発へのインプット	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化		
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出		
	3.3.3 (1)*	基本設計方針の作成 (設計1)		7.3.3 設計・開発からのアウトプット	要求事項を満足する基本設計方針の作成	
	3.3.3 (2)*	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計 (設計2)	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	適合性確認対象設備に必要な設計の実施		
	3.3.3 (3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計・開発の検証	技術基準規則への適合性を確保するために必要な設計の妥当性の確認		
	3.3.4 *	設計における変更	7.3.7 設計・開発の変更管理	設計対象の追加や変更時の対応		
工事及び検査	3.4.1 *	設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計3)	7.3.3 設計・開発からのアウトプット 7.3.5 設計・開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計		
	3.4.2	設備の具体的な設計に基づく工事の実施	-	適合性確認対象設備の工事の実施		
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	-	適合性確認対象設備が, 認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること, 技術基準規則に適合していること		
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	7.1 業務の計画 7.3.6 設計・開発の妥当性確認	適合性確認対象設備が, 認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること, 技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定		
	3.5.3	検査計画の管理	-	使用前事業者検査を実施する際の工程管理		
	3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	-	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際の工程管理		
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	8.2.4 機器等の検査等	認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること, 技術基準規則に適合していることを確認		
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な継続中工事及び追加工事の検査を含めた調達管理		
注記*: 「3.2.2 設計, 工事及び検査の各段階とそのレビュー」でいう, 保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3.4 設計・開発のレビュー」対応項目						

設置変更許可申請書 (本文 (十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a) 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c) 関係法令</p> <p>d) その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。</p> <p>b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。</p> <p>c) 合否判定基準を含むものである。</p> <p>d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</p> <p>b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化</p> <p>組織は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するために必要な要求事項を明確にする。</p> <p>3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定</p> <p>組織は、設工認に関連する工事において、追加・変更となる適合性確認対象設備（運用を含む。）のうち、対象となる適合性確認対象設備（運用を含む。）の要求事項への適合性を確保するために、実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて、適合性確認対象設備として抽出する。</p> <p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>組織は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 基本設計方針の作成 (設計1)</p> <p>「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。</p> <p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計 (設計2)</p> <p>「設計2」として、「設計1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。</p> <p>なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。</p> <p>3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計3)</p> <p>組織は、工事段階において、設工認を実現するための設備の具体的な設計 (設計3) を実施する。</p> <p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー</p> <p>組織は、設計、工事及び検査の各段階におけるレビューを、第1表に示す段階において実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>このレビューについては、本社組織及び発電所組織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書 (本文 (十一号)) に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計・開発へのインプットとして、適合性確認対象設備に対する要求事項を明確化していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書 (本文 (十一号)) に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計・開発からのアウトプットを作成するために設計を実施していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書 (本文 (十一号)) に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のレビューを実施し、記録を管理していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書 (本文 (十一号)) に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のレビューには専門家を含めていることから整合している。</p>	

設置変更許可申請書 (本文 (十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>(3) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>組織は、「設計1」及び「設計2」の結果について、原設計者以外の力量を有する者に検証を実施させる。</p> <p>3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）</p> <p>組織は、工事段階において、設工認を実現するための設備の具体的な設計（設計3）を実施する。</p> <p>3.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>組織は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第2表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。</p> <p>適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。</p> <p>3.3.4 設計における変更</p> <p>組織は、設計の変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じて修正する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のアウトプットに対する検証を実施していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い使用前事業者検査を計画していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の変更管理を実施していることから整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p>	<p>3.6 設工認における調達管理の方法</p> <p>設工認で行う調達管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。なお、仕様書を作成するに当たり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、その調達の管理の方法と程度を定め、それに基づき原子炉施設の安全機能に係る機器等として使用するための技術的な評価を行う。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>組織は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する（「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照）。</p> <p>組織は、一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たって、当該一般産業用工業品に係る情報の入手に関する事項及び組織が供給者先で使用前事業者検査等及び自主検査等を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>組織は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>3.6.1 供給者の技術的評価</p> <p>組織は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>3.6.2 供給者の選定</p> <p>組織は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>組織は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する（「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照）。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理を実施していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理における一般産業用工業品の管理の方法と程度を定めていることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達製品の管理を実施していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者の評価を実施し、選定していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い仕様書を作成していることから整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>d) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、<u>調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供することに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、<u>調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u></p>	<p>組織は、一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たって、当該一般産業用工業品に係る情報の入手に関する事項及び組織が供給者先で使用前事業者検査等及び自主検査等を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。</p> <p>(2) 調達製品の管理 組織は、<u>仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</u></p> <p>(3) 調達製品の検証 組織は、<u>調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。</u> 組織は、<u>供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を明確にした上で、検証を行う。</u></p> <p>3.6.4 調達先監査 組織は、<u>供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、調達先監査を実施する。</u></p> <p>3.6.5 設工認における調達管理の特例 設工認の対象となる適合性確認対象設備は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を以下のとおり適用する。</p> <p>(1) 新規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備 設工認の対象となる設備のうち、新規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備は、設置ときに調達を完了しているため、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく管理は適用しない。</p> <p>(2) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備 設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(2) 調達製品の管理」まで、調達当時のグレード分けの考え方で管理を完了しているため、「3.6.3(3) 調達製品の検証」以降の管理を設工認に基づき管理する。</p> <p>(3) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備 設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(1) 仕様書の作成」まで、調達当時のグレード分けの考え方で管理を完了しているため、「3.6.3(2) 調達製品の管理」以降の管理を設工認に基づき管理する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い<u>調達管理における原子力規制委員会の職員による供給先の工場等の施設への立ち入りがあることを供給者へ要求していることから整合している。</u></p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、<u>調達製品の検証を実施していることから整合している。</u></p>	

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にある。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。</p> <p>(5) 8.2.3に基づき監視測定を実施している。</p> <p>(6) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</p>	<p>3.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>組織は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。</p> <p>また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。</p> <p>3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施</p> <p>組織は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。</p> <p>ただし、適合性確認対象設備のうち、新規基準施行以前に設置している設備、設置を完了し調達製品の検証段階の設備、既に工事を着手し工事を継続している設備については、「3.5 使用前事業者検査の方法」から実施する。</p> <p>3.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づき使用前事業者検査を計画し、工事を主管する箇所からの独立性を確保した検査体制の下、実施する。</p> <p>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査では、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために以下の項目について検査を実施する。</p> <p>① 実設備の仕様の適合性確認</p> <p>② 実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」及び「3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。</p> <p>これらの項目のうち、①を第2表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査（以下「QA検査」という。）として実施する。</p> <p>また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事を主管する箇所（供給者を含む。）が実施する検査の信頼性の確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。</p> <p>3.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>組織は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第2表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。</p> <p>適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い工事及び使用前事業者検査を業務の管理として実施していることから整合している。</p>	

設置変更許可申請書 (本文 (十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>する。 また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。</p> <p>3.5.3 検査計画の管理 組織は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ使用前事業者検査工程表を作成する。 使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理する。</p> <p>3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理 組織は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。 また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表 (溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等) により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。</p> <p>3.5.5 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。 (1) 使用前事業者検査に係る要員の力量確保及び教育・訓練 使用前事業者検査に従事する者は、あらかじめ教育・訓練を受講し、検査に必要な力量を有する者とする。 (2) 使用前事業者検査の独立性確保 使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。 (3) 使用前事業者検査の体制 使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。 (4) 使用前事業者検査の検査要領書の作成 組織は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。 実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。 (5) 使用前事業者検査の実施 組織は、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、使用前事業者検査を実施する。</p>		

設置変更許可申請書 (本文 (十一号))		設計及び工事の計画 該当事項				整合性	備考	
		第2表 要求種別に対する確認項目及び確認視点						
		要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目			
設備	設計要求	設置要求	名称, 取付箇所, 個数, 設置状態, 保管状態	設計要求どおりの名称, 取付箇所, 個数で設置されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・据付検査 ・状態確認検査 ・外観検査 			
		系統構成	系統構成, 系統隔離, 可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・機能・性能検査 			
		機能要求	容量, 揚程等の仕様 (要目表)	要目表の記載どおりであることを確認する。	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・材料検査 ・寸法検査 ・建物・構築物構造検査 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 ・状態確認検査 		
			上記以外の所要の機能要求事項			<ul style="list-style-type: none"> ・状態確認検査 		
	評価要求	評価のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。					
		評価結果を設計条件とする要求事項	内容に応じて, 設置要求, 系統構成, 機能要求として確認する。		<ul style="list-style-type: none"> ・内容に応じて, 設置要求, 系統構成, 機能要求の検査を適用 			
運用	運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・状態確認検査 				
<p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は, 個別業務の実施に係るプロセスについて, それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合 (個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。) においては, 妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は, (1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを, (1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は, 妥当性確認を行った場合は, その結果の記録を作成し, これを管</p>		<p>4. 適合性確認対象設備の施設管理</p> <p>適合性確認対象設備の<u>工事は, 保安規定に規定する施設管理に基づき業務を実施する。</u></p>				<p>設計及び工事の計画では, 設置変更許可申請書 (本文 (十一号)) に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い<u>施設管理を実施していることから整合している。</u></p>		

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c) 妥当性確認の方法</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、<u>トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p>	<p>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 計測器の管理</p> <p>組織は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計測器について、校正・検証及び識別等の管理を実施する。</p> <p>(2) 機器、弁、配管等の管理</p> <p>組織は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、機器、弁及び配管類について、<u>刻印、タグ、銘板、台帳、塗装表示等にて管理する。</u></p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書<u>（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い識別管理を実施していることから整合している。</u></p>	
<p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、<u>機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされている。</p> <p>b) 校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p>c) 所要の調整がなされている。</p> <p>d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。</p> <p>e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場</p>	<p>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 計測器の管理</p> <p>組織は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計測器について、<u>校正・検証及び識別等の管理を実施する。</u></p>	<p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書<u>（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い監視測定のための計測器の管理を実施していることから整合している。</u></p>	

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、</p>			

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これ</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</p> <p>(1) 使用前事業者検査に係る要員の力量確保及び教育・訓練</p> <p>使用前事業者検査に従事する者は、あらかじめ教育・訓練を受講し、検査に必要な力量を有する者とする。</p> <p>(2) 使用前事業者検査の独立性確保</p> <p>使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。</p> <p>(3) 使用前事業者検査の体制</p> <p>使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の検査要領書の作成</p> <p>組織は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。</p> <p>実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p> <p>(5) 使用前事業者検査の実施</p> <p>組織は、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>3.5 使用前事業者検査の方法（再掲）</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づき使用前事業者検査を計画し、工事を主管する箇所からの独立性を確保した検査体制の下、実施する。</p> <p>3.8 不適合管理</p> <p>設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い使用前事業者検査を実施していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメント</p>	<p>備考</p>

設置変更許可申請書 (本文 (十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>を管理する。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う (以下「特別採用」という)。</p> <p>c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</p> <p>d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む) に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ (監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む) を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む)。</p> <p>d) 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p>		<p>ントシステム計画に従い不適合管理を実施していることから整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>c) 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f) 原子力安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>g) 講じたすべての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。</p> <p>b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d) 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e) 講じたすべての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>B. 2号炉 1号炉に同じ。</p> <p>C. 3号炉 1号炉に同じ。</p> <p>D. 4号炉 1号炉に同じ。</p> <p>E. 5号炉 1号炉に同じ。</p> <p>F. 6号炉 1号炉に同じ。</p> <p>G. 7号炉 6号炉に同じ。</p>			

VI-1-1-2 人が常時勤務し，又は頻繁に出入する工場又は事業所内の
場所における線量に関する説明書

目 次

1. 概要	1
2. 場所の区分	1
2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定	1
3. 遮蔽設計上の基準線量当量率	2
4. 線量当量率の管理方針	2

1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第42条1項及び2項に基づき周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者等が放射線被ばくから十分安全に防護されるように、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を設定することについて説明するものである。

なお、設計基準対象施設としては、要求事項に変更がないため、今回の申請において変更は行わない。

今回は、重大事故等時に使用する高圧代替注水系の設置に伴い従来の線量区分から一部変更があるため説明する。

2. 場所の区分

2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定

(1) 管理区域

外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量限度等を定める告示」という。）

（第2条）に定められた値を超えるか、又はそのおそれのある区域はすべて管理区域とする。実際には部屋、建物、その他の施設の配置及び管理上の便宜をも考慮して、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋の一部、固体廃棄物貯蔵庫等を管理区域とする。

(2) 保全区域

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）（第2条）の規定に基づき、原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする区域であって管理区域以外の区域を保全区域とする。

(3) 周辺監視区域

外部放射線に係る線量、空気中若しくは水中の放射性物質の濃度が、「線量限度等を定める告示」（第2条及び第8条）に定められた値を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。

3. 遮蔽設計上の基準線量当量率

通常運転時の遮蔽の設計の基準とする線量当量率は、その場所での最大滞在時間を推定し、この時間を基にし、次のようにした。

区分		基準外部線量当量率
管理区域外	A：管理区域外	0.006 mSv/h 以下
管理区域内	B：週 48 時間以内の立ち入り	0.01 mSv/h 未満
	C：週 10 時間以内の立ち入り	0.05 mSv/h 未満
	D：週 2 時間以内の立ち入り	0.25 mSv/h 未満
	E：(ごく短時間しか立ち入らないところ)	1 mSv/h 未満
	F：(通常は立ち入り不要のところ)	1 mSv/h 以上

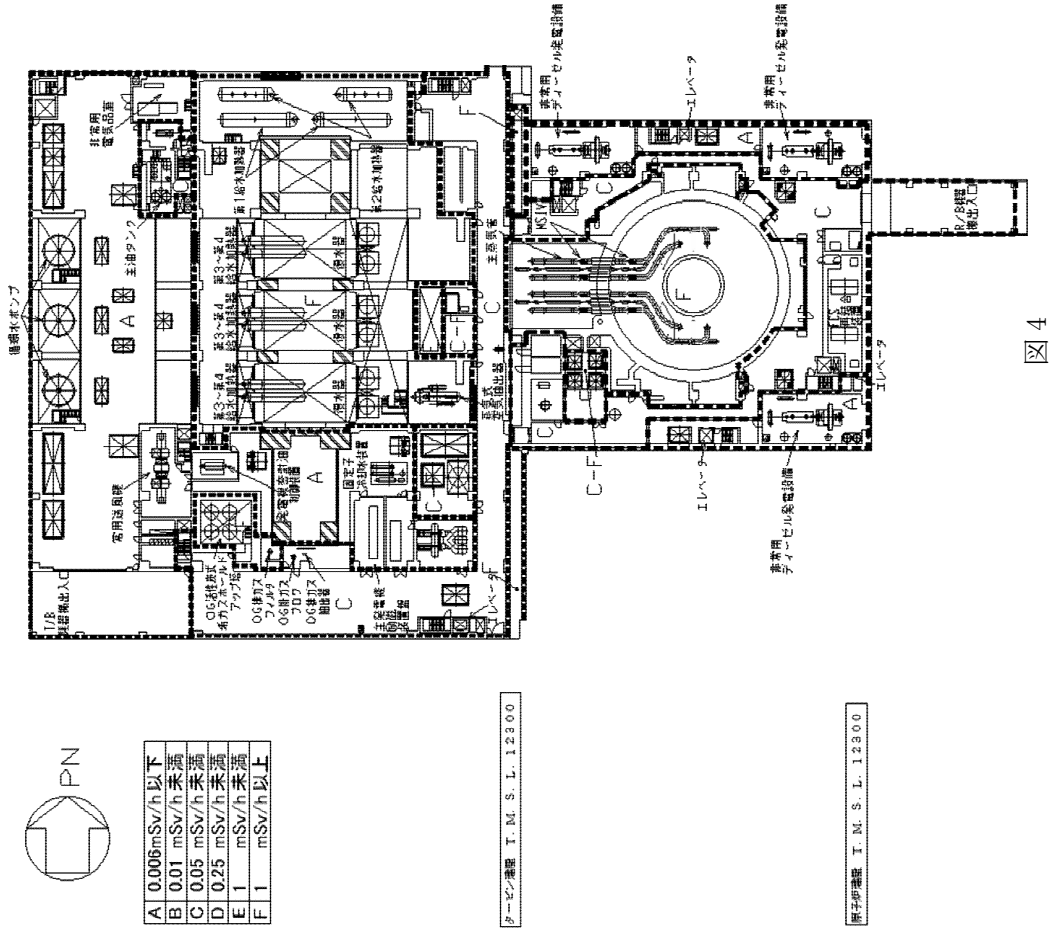
上表に基づく発電所内の遮蔽設計上の区域区分を図 1～図 7 に示す。

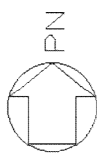
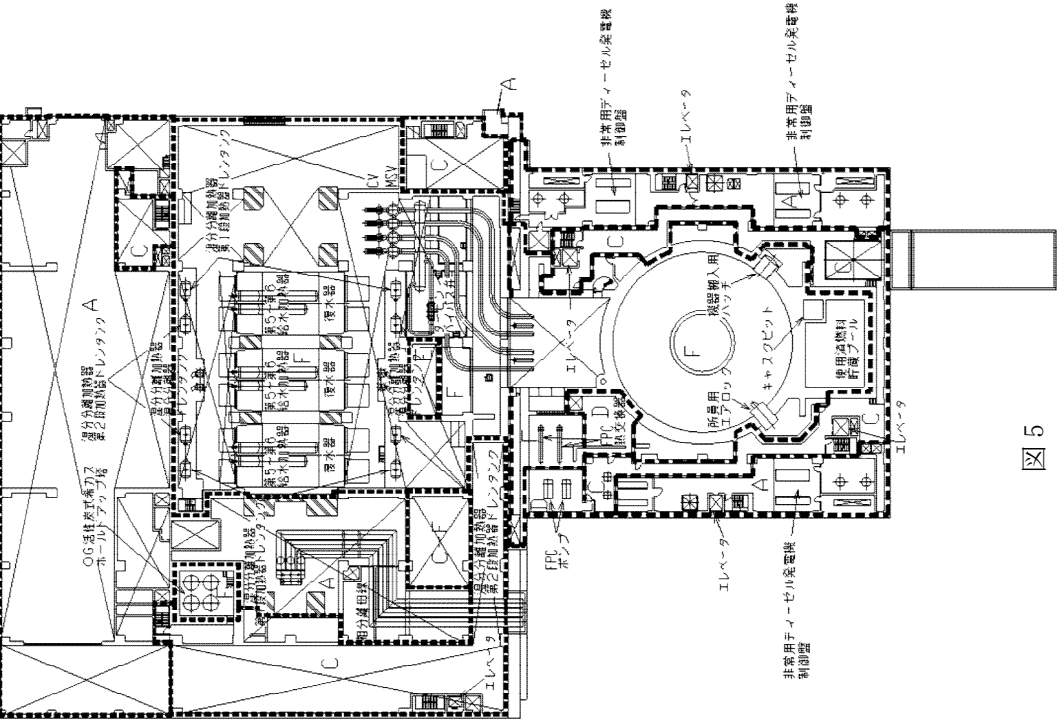
なお、区域区分図の内 C-F は通常運転時に C，機器作動時に F，また、D-F は通常運転時に D，機器作動時に Fであることを示す。

4. 線量当量率の管理方針

上表に示した作業時間は、毎週必ず行われるものではなく、立ち入りに対する制限は、線量当量率、作業時間及び個人の線量当量等を考慮して定める。

なお、個人の線量当量については、我が国の現行法規に規定された限度を十分下回るように管理する。





A	0.006mSv/h 以下
B	0.01 mSv/h 未満
C	0.05 mSv/h 未満
D	0.25 mSv/h 未満
E	1 mSv/h 未満
F	1 mSv/h 以上

カービシ建屋 T. M. S. L. 1.7000

原研研建屋 T. M. S. L. 1.8100

